

令和元年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和元年 9月10日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	参事	森本 陽子
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長	山本 昭彦		
(総務課)			
課長	荒木 秀一	課長補佐	小川 貴弘
係長	石川 俊介	係長	関口 直人
(秘書広報課)			
課長	中村 元則	係長	廣橋 慶三
(地域安全課)			
課長	宮崎 伸之	課長補佐	畑中 隆徳
係長	朝居 健太郎	係長	山本 洋佑
(契約管財課)			
課長	和田 弘	係長	久原 和彦
係長	前川 哲郎		
健康保険部長	辻田 正行		
(健康保険課)			
課長	志田 純子	課長補佐	渡辺 房子
課長補佐	木澤 奈津代	係長	松田 祐貴

(介護保険課)

課 長 堀 池 英 二 参 事 中 村 宰 子
係 長 浦 川 真

本日の委員会に付した案件

議案第63号 令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時25分

散 会 16時37分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。昨日に引き続き、本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第63号令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本日は昨日に引き続き健康保険部所管の審査を行います。提案理由の説明を求めます。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。それでは事項別明細書に沿って説明させていただきます。初めに歳入につきまして説明書の8、9ページをお開きください。17款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金3万6,000円は、平成30年度後期高齢者医療特別会計の決算額が確定したことによる繰り入れです。

次に歳出につきまして14、15ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費13万円は、平成30年度年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金返還金です。同じく3款3項3目後期高齢者医療費4万4,000円は、平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金です。

以上が健康保険課所管分になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上をもちまして、健康保険部所管の補正予算の審査を終了いたします。

お疲れ様でした。しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。令和元年度第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。まずは健康保険部所管の決算の審査を行います。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは引き続き健康保険課所管につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。課の歳入済み合計額は2億3,611万9,105円、支出済み合計額は9億1,651万5,661円となります。

それでは歳入歳出ともに事項別明細書に沿って御説明いたします。まず歳入から説明いたします。20、21ページをお開きください。11款1項1目3節老人福祉費負担金、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金につきましては当町より長崎県後期高齢者医療広域連合に1名派遣しております職員の給与及び共済組合等の経費となります。

次に24、25ページをお開きください。13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金3,673万6,308円が当課所管分で、これは国保財政の安定化を図るために交付され、国民健康保険特別会計へ県負担分と町負担分を上乗せして繰り出すものです。前年度比1.3%、46万6,819円減額しております。次に26、27ページをお開きください。13款2項2目3節老人福祉費補助金970万2,000円のうち610万3,000円が老人保健事業推進費等補助金（原爆分）で、後期高齢者の保険給付費に対する町の負担金のうち被爆者に係る分への補助金として交付されています。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金68万円は後期高齢者医療保険料の軽減特例見直しに係る対応費用への補助金です。13款2項3目1節保健衛生費補助金の疾病予防対策事業費等補助金26万8,000円はがん検診受診促進を図るための補助金です。主に人件費や郵便料に対して2分の1補助されています。次に28、29ページをお開きください。13款3項2目1節社会福祉費委託金817万5,606円は国民年金に係る事務費委託金になります。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金1億1,095万1,559円は、国庫負担金と同様に国保財政の安定化を図るために交付され、町の負担分を加えて国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。前年度比1.6%、179万2,246円減額となっております。同じ節で後期高齢者医療保険基盤安定負担金5,459万926円は、前年度比1.8%、95万7,320円増額で、2割、5割、8.5割、9割の軽減措置による減収等に対する県の負担金として交付され、町の負担分を加えて後期高齢者医療保険特別会計へ繰り出すものです。次に30、31ページをお開きください。14款2項3目1節保健衛生費補助金のうち165万7,000円は健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する補助金です。昨年度とほぼ同額が交付されております。下段の長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金13万1,000円は、フッ化物洗口事業を行った保育所8か所、幼稚園2か所、こども園1か所、小学校5か所の実績に対する県の補助金です。次に38、39ページをお開きください。17款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金3万5,000円ですが、平成29年度後期高齢者医療特別会計において歳出歳入差引残高が161万4,000円となっており、平成30年4月、5月に入った平成29年度分の後期高齢者医療保険料を差し引いた額となっております。

次に40、41ページをお開きください。19款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入の後期高齢者医療健康診査受託費941万5,934円は後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を実施したものです。前年度比7.3%、63万7,542円増額しております。次に42、43ページをお開きください。19款5項1目1節雑入、下から17番目の後期高齢者医療制度特別対策補助金90万9,617円のうち健康保険課分は43万1,717円で、後期高齢者医療広域連合から健康ポイント事業への補助金になります。さらに5段下になりますが、在宅当番医制事業運営費負担金182万6,000円は、人口割による西海市、時津町からの負担金になります。長与町分と合

わせて西彼杵医師会に支出しております。さらに5段下になりますが、臨地実習受入謝金16万6,280円のうち12万2,280円が健康保険課分で、県立大学、活水女子大学、歯科衛生士専門学校の学生実習を受け入れた際の謝礼です。さらに4つ下になります保健事業参加者負担金8万7,500円のうち1万800円が健康保険課分で、夏休みこども料理等の食育事業の際の参加料になります。次に44、45ページをお開きください。上から12番目の後期高齢者医療保険料収納対策補助金19万1,000円は後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務等に対する補助金です。

次に歳出の主なものを説明いたします。86、87ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費ですが2節から4節の人件費は職員2名分になります。次に88、89ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費2節から4節は職員9名分の人件費となります。次に90、91ページをお開きください。同じく7節115万5,767円は育児休業等代替職員の賃金になります。同じく28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金2億3,452万9,612円は、歳入で説明いたしました保険基盤安定負担金を含め、国保事業運営に当たって一般会計が負担する金額及び国保財政の負担軽減を図るための金額であり、繰り出し基準に基づくものです。次に100、101ページをお開きください。3款3項3目13節委託料、後期高齢者健康診査委託料907万9,480円は後期高齢者を対象とした検診事業で、西彼杵医師会、長崎県保健事業団に委託しており、平成30年度は1,117人が受診しております。受診人数は平成29年度より18人減少しておりますが、集団健診、個別健診ともに委託料を改定したため、委託料が40万2,720円増額しております。次に102、103ページをお開きください。同じく19節後期高齢者医療療養給付費負担金3億7,696万2,521円は後期高齢者医療給付費に支出した費用の一部を町が負担するものです。同じく後期高齢者葬祭費3万円は平成29年度中に亡くなられた方への葬祭料です。同じく28節繰出金、長与町後期高齢者医療特別会計繰出金9,521万188円は、事務費及び保険基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しております。

4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進係の職員の人件費及び健康センター管理費や保健対策関連の支出です。また、平成30年度からスタートした健康ポイント事業の費用もここに含まれております。1節報酬の保健対策推進協議会は1回開催しております。同じく2節から4節までは健康保険課職員6名分の人件費です。7節賃金153万6,379円は、健康センターのパートと健康ポイント事業のパートの合計金額になります。8節報償費120万3,300円の内訳は、健康まつりでの医師等謝礼が20万6,840円、小学校での歯科教育時の歯科衛生士への謝礼が8万8,145円、健康セミナー講師謝礼が4万7,160円、健康ポイント事業の保健師、栄養士等の謝礼が7万6,555円、インセンティブ代が78万4,600円になります。11節需用費240万271円のうち健康ポイント事業に係るものは、歩数計、感熱紙ロール、会員カードなどの消耗品が121万3,205円、食糧費1万8,832円、ウォーキングマップ

作成費の印刷製本費が29万2,680円、合計152万4,717円が健康ポイント事業分になります。そのほかの需用費として、健康まつりの試食材料費や食糧費、小学校での歯科教育時の歯ブラシ購入等を行っております。次に104、105ページをお開きください。13節委託料439万5,996円のうち在宅当番医制事業運営委託料315万円は、西海市87万5,000円、時津町95万1,000円を合わせて、西彼杵医師会に委託しております。健康ポイント事業分は、システム保守委託料6万4,800円、ウォーキングマップデザイン料19万4,400円の合計25万9,200円になります。18節備品購入費50万2,200円は、健康ポイント事業分で電話機2台、1万8,036円。ノートパソコン2台、19万4,940円。体組成計2台、25万1,424円。プリンター1台、3万7,800円の合計額になります。19節負担金、補助及び交付金で、病院群輪番制病院負担金は長崎医療圏の二次救急医療体制に係る運営費と施設整備費を含んでおります。4款1項2目感染症予防費は予防接種及び結核検診に関連する支出です。7節貸金8万5,091円のうち2万8,365円が健康保険課分です。9節旅費1万6,110円のうち1万3,610円が健康保険課分です。11節需用費39万7,831円のうち12万5,367円が健康保険課分で、高齢者インフルエンザ予診表やガイドラインの購入等に支出しています。13節委託料1億2,497万6,543円のうち健康保険課分は予防接種委託料が1,990万7,682円で、高齢者肺炎球菌及び高齢者インフルエンザの予防接種に関する経費で、西彼杵医師会、県医師会、国保連合会等に委託しています。結核検診委託料が372万3,620円で合計金額2,363万1,302円になります。次に106、107ページをお開きください。

4款1項4目健康増進費1節フッ化物洗口推進協議会報酬ですが、30年度は協議会を開催しておりませんので支出はありませんでした。7節貸金6万3,718円は集団健診の結果説明会時のパート賃金とがん検診推進事業のためのパート賃金です。8節報償費25万8,410円は健康教育、健康相談時の保健師、管理栄養士等の報償費です。12節役務費60万8,149円は、昨年度より29万8,623円増額しております。要因として、平成28年度から25歳、35歳の女性に個別勧奨を行っていましたが、平成30年度からは20歳、30歳にも個別勧奨を行いました。また、乳がん、子宮がん検診対象者で節目の40歳、45歳、50歳、55歳で未受診の方には再勧奨の個別通知を送っております。そのほか、メディアを活用して51歳から54歳、56歳から60歳のうち、平成25年度から30年度の乳がん検診未受診者を対象に個別勧奨を行っているためです。次に108、109ページをお開きください。13節委託料4,626万2,726円は、平成29年度より29%、1,033万6,958円増額しております。主な要因として、平成29年度から乳がん、子宮がん健診を2年に1回にしたことにより平成30年度は受診人数が増加しています。また、胃カメラ検診を導入しましたので、その分も増加しております。23節償還金、利子及び割引料は平成29年度の健康増進事業費補助金県費返還金です。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書ですが、健康保険課関係分は52、53ページをお開きください。52ページ国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から国保特別会計へ繰り出す国の基準による経費で、事業概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。なお実績のうち、その他につきましては乳幼児の福祉医療が現物給付されることで、国の療養給付費負担金と調整交付金が減額されておりますので、一般会計からその減額分を補填してもらっております。次に53ページをお開きください。後期高齢者医療事業は、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう国民全体で支え合う制度で、後期高齢者を対象とした健康診査や後期高齢者医療広域連合に対する医療給付の負担金、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出す経費等で、事業の概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。次に54ページをお開きください。病院群輪番制運営負担金は、長崎医療圏の二次救急医療体制を維持するために、長崎市、時津町、長与町、西海市で病院群輪番制病院の運営に必要な運営費と施設整備費を各自治体の人口で按分し分担するものです。事業の概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。次に55ページをお開きください。ポイント事業は、歩く、健診を受ける、体組成測定会に参加するなど、健康づくり活動を行い、ポイントを獲得し、貯まったポイントを地域商品券等と交換し、楽しみながら健康づくり活動を行うものです。事業の概要、決算額及び財源内訳、事業実績を記載しております。

以上が健康保険課の主なものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。これから質疑を行います。

まずは歳入の方から、20、21ページの11款1項1目民生費負担金のうち後期高齢者医療広域連合派遣職員の負担金が健康保険課所管となっております。あれば手を挙げてお願いします。次が24、25ページですね。13款1項1目国民健康保険基盤安定負担金の国庫支出金ですね。戻っても構いませんので、次が26、27ページ、13款2項2目老人福祉費補助金、老人保健事業推進費等補助金、高齢者医療制度円滑事業費補助金。あと、続いてまして3目疾病予防対策事業費等補助金。ありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

この原爆分、27ページの老人保健事業推進費等補助金。これは、県、国、どこからの補助金。補助率というか、それを教えていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

老人保健事業推進費等補助金については国の補助金になります。この金額については、国の方で各市町村の上限額を決めますので、その上限額ちょうどまで補助金がもらえるというものになります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

全額国庫補助と理解してよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

はい、全額国庫補助になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。戻っても構いません。28、29ページ、13款3項2目民生費委託金のうち国民年金事務委託金が健康保険課所管になってます。あと、このページでは14款1項1目国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、この2点が健康保険課所管となっております。ありませんかね。続きまして30、31ページ。14款2項3目1節保健衛生費補助金の健康増進事業費補助金、長崎県フッ化物洗口推進事業補助金、これも健康保険課所管となっております。ありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

初めてなので、ちょっとお伺いしたいんですけど、28、29ページの国民健康保険基盤安定負担金で前年度より1.6%減という説明を受けたと思うんですけども、まず、その健康保険基盤安定負担金という内容について、説明いただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険基盤安定負担金の内容ですけれども、国民健康保険と後期高齢者医療の保険税、保険料については、所得が低い方に対して軽減措置というのがありまして、軽減措置の対象になった場合に、保険料収入が国保や後期高齢者医療の方で収入が減ることになりますので、その軽減された金額等については国や県や町の一般会計の方で補填をするという仕組みになっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もう1回勉強してみますけども、1.6%減という理由は、どういう理由でしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険税の軽減等に対する補填と申しあげましたけれども、国保においては被保険者数が年々減少しておりますので、保険料の総額についても減っております、したがって軽減の額についても減っておりますので、補填する金額というのが減りましたので、この国県等の支出金も減ったということになります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。戻っても構いませんのでページ数を追っていきたいと思います。次が38、39ページ、17款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金健康保険課。次が40ページ、19款4項1目ですね。後期高齢者検診受託費。雑入のところでは次のページ、後期高齢者医療制度特別対策補助金の43万1,217円でしたかね。この金額が健康保険課。で、在宅当番制事業運営負担金ですね。それから5つ下がりまして臨地実習受入謝金。3つ下がりまして保険事業参加者負担金。さらに次のページにいきますと後期高齢者医療保険料収納対策補助金。歳入のところでは以上となっております。

戻っても構いませんので歳出にいきます。先程少し説明がありました主要な成果の報告書に関わる場所がありますので、そちらの方でも構いませんので質疑があれば遠慮なくお願いします。歳出では86ページ、3款1項3目国民年金事務取扱費、職員2名分、ここが健康保険課になりますね。3目全てですね。4目は除いて、5目が国民健康保険費、ここが対象となっております。説明がありましたが、説明以外にも健康保険課の対象となっておりますので。国民年金保険特別会計繰出金もですね。よろしいですか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

43ページ、在宅当番医制事業運営負担金、これもう大体、決まってるんですよ。予算とほぼぴったりなので。前後がないのかなあと考えてですね。どこの町もほぼ決まった予算で入れてるっていうか、ですかね。ちょっとそこのお尋ねいたします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

在宅当番医に関しましては、西彼杵医師会と委託契約を結んで315万円で金額を決定しております。それを1市2町の人口で割っていきますので、毎年そう大きな増減もないですし、ぴったりの額で収入になって支出になるっていう形です。うちが事務局になりますので、長与町に西海市分、そして時津町分が入って、それから長与町分を合わせて支出するという流れになります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

41 ページで受託事業収入ですね、後期高齢者医療健康診査受託費。これが7%ぐらいアップしてるということでお聞きしたんですけれども、これは後期高齢者の数が増えたんですかね。前年度と比べて。もし増えたら、後期高齢者の対象人数がどのぐらいか教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療被保険者の数ですけれども、平成29年度末が4,866人、平成30年度末が5,015人ということで149名増えております。したがって健康診査の対象の数も増えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この受診率は大体どの程度で計算されてるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療広域連合が出している受診率の実績は24.3%となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。全然戻っても構いませんので、一応、ページを追っていきたいと思います。今、90、91までいきました。次が100、後期高齢者健康診査委託料ですね。次のページの療養給付費負担金、葬祭費と繰出金が健康保険課所管となっております。あと102、103ページの4款1項1目、ここは全て健康保険課になるんですかね。19節負担金までですね。ありませんか。全然ページが戻っても構いませんので。次が104ページの19節行きましたので、その先、感染症予防費ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

105ページの、先程、西岡委員からありました在宅当番医制事業運営委託料というところで、ちょっと運営について聞きたいんですが、以前から休日医療かなんかで、確か休日に開けるとかで対応されてるんですよね。それで聞きますと西海市と時津町と長与町ということで、長崎市の病院を利用される方もおられると思うんですが、そこら辺の負担は何にも要らないのかですね。どちらかと言うと西海市の病院よりも長崎市の方が圧倒的に長与町民からすれば利用度が高いのかなというふうな感じがしております。長崎市も休日に開けている所はあると思うんですよね。だから、そういう所に通われる方もおられるんだろうなと思いつつながら。そこら辺の負担というのは発生していないのか

どうかお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

木澤補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

長崎市の病院への時間外診療などについては、同じ4款1項1目19節の負担金のところに病院群輪番制病院負担金というのがあります、こちらが二次医療圏ということで長崎市、時津と長与と西海市の一部の市町が分担して病院の負担金を出して実施していますので、この中に長崎市の医療機関に受診される救急医療の分は含まれております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この病院群輪番制病院負担金は目的が、先程の主要な施策の報告書を見ますと、入院を必要とする重症の患者に対する病院体制の維持ということで、ちょっと違うのかなと思っただけですから、それぞれ分けて対応されて、もし一緒にできるのであれば、当番医もですね、長崎市と組まれたほうが良いんじゃないかなと思って聞いてるんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

浦川委員が言われるように、一次医療、二次医療、三次医療というのがあって、一次医療が西彼杵医師会に委託してる部分で日曜日の昼間になります。ただし、長崎市の当番医に行っても全然構いません。日曜日の昼間、開いている所に行かれても構いません。そこに関しては長崎市の方に委託、協力金みたいなものを払ってるという事実はないんですけども、そこは長与町民が選んで行くということになります。二次医療圏というのが救急ということになって、一次医療圏は大体6時に閉院しますよね。その以降をカバーする部分と救急の部分のカバーするというものになります。二次医療圏の病院も、やっぱり大きい病院をお願いをしまして、そこが順番で4日に一度当番で回しているという状況になります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

単純になんですが、一次医療と言いますか、その在宅当番医の中で、今のこの組み方が西海市、時津町、長与町で組まれていて、現実的には西海市に行くより、長与町民とすればですね、西海市の病院に掛かるということは、ほとんどないと思うんですよ。そういう中で長崎市に掛かる確率の方が高いと言いますか、実際にはそういう状況だと思うんですよ。だからそういう中で西海市と別に組まなくても長崎市と組まれたらどうですか、そういう可能性はないんですかっていうことをお聞きしてるんですが。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

言われることもよく分かります。ただし、この医療圏っていうのは保健所単位で組んでいきますので、そういうところですね。西海市はそういうことになります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この健康ポイント事業について伺いたいんですが。4款1項1目の健康ポイント関連で、主要な施策の報告書の55ページの方に内容がありますけれども、この財源内訳のその他っていうのは、どういうものになるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その他は、後期高齢者医療制度特別対策補助金43万1,717円、ふるさとづくり基金繰入金26万5,000円の合計になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。では歳出の105ページまで行っておりますので106から107、108、109の23節、ここまでが健康保険課の所管となっております。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この健康ポイント制度、29年から事業をされてると思うんですよ。やっぱりこういう新しい事業とか珍しい事業というのは、まず住民が関心もって飛びつくような傾向にあると思うんですが、その後、そういう方たちそれぞれに万歩計を渡しておられると思うんですが、中には飽きられる方もおられると思うんですけれども、自分はもうやっぱりいいとか言って返還されるとか、そういう方たちはいらっしゃらないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

平成30年度の参加者800名のうち、年度末までに退会届出を出した方が21名いらっしゃいました。内訳としては、やってみただけでもやっぱりちょっと自分に合わなかったとか、やっぱりちょっと歩数計を持って歩かなきゃというのが負担になったので辞めたいという方もいらっしゃいましたけれども、あと、転出するので泣く泣く辞めていかれたという方もいらっしゃいました。今時点も歩数計は持ってはいるけれども、あんま

り測定会に来られない方という方も大体半分ぐらいはいらっしゃるんですけども、一応最低でも、最初と最後は来てくださいということで、お伝えをして、またいろいろ事業などがあるときは、個別で通知をしたりとかすることで呼び掛けを行っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

やっぱりおられるということですが、その返還されたものについては、新たに何か募集を掛けて、配布するとかっていう対策なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

今のところは年度途中で追加募集する形にしておりませんで、去年800名、そして今年700名追加で募集ということで、またちょっと700名の方は定員に達しておりませんので、まだ今最終の募集をしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

109ページ一番上段のところ健康診査委託料。これ29%アップしてると。一応アップの内容はお聞きしたんですけども、国民健康保険に加入されている人は何名で、以前これ予算のときにされたと思いますけれども、国民健康保険に加入された人のうち受診率、何割ぐらい受診されていたか。それと胃カメラを受けられた方は何名おられるか、お聞きしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

7月25日に作成した平成30年度の受診の状況なんですけども、特定健診対象者数が6,043人で、うち受診者が2,933名、パーセントにすると48.5%、これが今最新になっております。ただし、これは暫定で、法定報告は秋になりますので、そのときに確定できるかと思えます。胃カメラの方ですけども、70歳未満と70歳以上で定員を少し変えております。全体が400名なんですけども、70歳未満を一応300名、70歳以上100名というふうに定員をさせてもらっております。そして胃カメラを受診された方が、すいません、実績については後程御報告させていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

106、107ページの4款1項4目健康増進費1節の9万9,000円が、確か先程フッ化物洗口関係の事業が行われなかったってことですけれども、もう一度その事業の内容と一応行う予定であったので予算が組まれてると思うんですが、その無かった理由というのはありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

このフッ化物洗口事業は県が音頭をとって事業を実施してるんですけども、県の方は一応中学生まで対象を広げること为目标にしております。ですから長与町もその目標に向かってということ考えております。教育委員会とのこれは連携になってきますが、中学生を対象に実施するに当たって協議会というのを持って、そしてその中でどういう実施方法をするかとか、いつから始めるかとか、そういうのを協議会の中で話していくことになるんですけども、今年度中学生にはちょっと拡大することができず、そのために協議会を開いてないという状態です。今年度は協議会を開く前の健康保険課と教育委員会との連携、話し合いというところを今取り組んでるという状況になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

幾つか不用額のところで確認をさせていただきたいと思います。まず101ページの後期高齢者健康診査委託料が、219万不用額が出ているようです。あと103ページの1款1項1目8節報償費の中で健康保険課に関わる部分があるのかも含めて、不用額が出ておりますので、170万ぐらいですね。そこがどういう状況なのか。あと105ページの12節役務費、ここはほとんど健康保険課だと思いますけども159万1,000円不用額が出ております。それと感染予防費ですね、2目13節委託料1,700万。ここも健康保険課とどこか課がダブるところがあるのか分かりませんが、健康保険課の不用額としてはどれくらいなのかですね。以上、お尋ねしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

(休憩 10時38分～10時50分)

○委員（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。では、答弁のほうからお願いしたいと思います。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

3款3項3目後期高齢者医療の13節委託料の不用額なんですけども、最初の予算を組むときに、一応人数を1,300人というふうに設定して予算を組んでおりましたが、受診者数が1,177名ということで予定してた人数よりも少なくなっております。その部分が200万ほどありまして、それが不用額に繋がっております。次に4款1項1目13節、健康管理システムというのを入れてます。健康保険課とこども政策課とですね。職員の人数からしたら、そのライセンスの数が少なかったっていうのがあって少し不都合が出ておりました。それを解消するために予算を計上していたんですが、何とか今の台数でも工夫をしながらいけば大丈夫ということで、予算の執行をちょっと見合わせたという状況になります。次に4款1項1目8節報償費になるんですけども、これはポイント事業のインセンティブに関する部分が不用額として上がっております。最初予算を上げるときに参加者の8割が商品券等のインセンティブを獲得するだろうというふうに設定をしておりましたが、実際には5割ぐらいの支出ということになりまして、残りの3割の部分が不用額として発生をしております。次に4款1項2目13節、予防接種の委託料になるんですけども、30年度の実績が、インフルエンザが合計5,478名の方が受けられてます。肺炎球菌につきましては1,235名の方が受けられて、健康保険課分の予定した予算の大体95.6%支出をしておりますので、そんなに健康保険課分の不用額はないと考えております。以上です。

○委員（金子恵委員）

105ページが一番上段の在宅当番医制事業運営委託料の159万1,004円の不用額の方も質問しておりましたけど、そこはどうか。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その部分が、先程説明しましたライセンスの部分になります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そしたらちょっと確認ですけど、103ページの報償費のところでのインセンティブの利用が8割から5割だったということで、これについてはどう見ていいんですかね。成果が思ったより上がらなかったというふうな形になるんでしょうかね。8割の利用を目的としてたけども、5割にとどまったという部分では。ライセンスのところはちょっと

と前後したんで、よく分からなかったんですけども、システムのライセンスが必要だったので予算を組んでたけども、今あるパソコンの台数で間に合うという形で執行をしなかったと。もう一度確認をさせていただきたい。もう1つ、感染予防費の13節委託料については、健康保険課としての不用額というのはそうないと、95.6%が大体予算執行されてるという形で、ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず健康ポイントのインセンティブの部分ですけども、正式に募集したのが4月から開始して5月募集を掛けておりました。翌年の2月が締め月になって結局月数が1年にはならない状態で、そこが短かったんですね。でも予算的には1年という考えでおりましたので8割は獲得されるんじゃないかっていうふうに最初設定しておりました。そこがちょっと違ったところだったですね。今現在はもう、ちゃんと1年間参加できるような仕組みになっております。そして次のライセンスの部分ですけども、オラクルというシステム、会社名になるんですけども、そこが開発した健康管理システムを今現在使っております。これのバージョンアップ、それと職員の人数に対して健康管理システムを使えるパソコンの台数が少なくて、誰かがいないときに使う形になっておまして、常時みんなが1台1台持ってないです。今の状況がですね。ただし保健師、栄養士の仕事って結構外に出ることが多いっていうのが現状としてあります。検診に出たり、健康教育に出たりとか、そうするとやはりいない所があって、そこを使うような形を今やっているんですね。ですから、そんなに重複はしてないけども、ゼロではないっていうところで、やっぱりちょっと不都合が時々あるよねっていうところで予算計上しましたけども、もう少し、現状で行けるんじゃないかというふうに判断しまして、台数とかバージョンアップを掛けていないっていう状況です。予防接種の方は先程お話ししましたとおり、健康保険課分はほとんど残金はないというふうに考えております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。歳入歳出全般、主要な成果の報告書含めてありませんか。西田委員。

○委員（西田健委員）

89ページなんですけど、時間外勤務手当が424万9,000円となってるんですけども、ほかの部署に比べて結構、割合的に多いみたいなんですけども、職員は9名だったですよ。9名分の時間外勤務手当がこれだけということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

西田委員が言われるとおり、国保の方が9名ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

それでは、その9名の方たちの時間外勤務手当という認識でよろしいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

はい、そういう認識で結構です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

平均の残業時間とかいうのが分かれば、分からなければいいですけども。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

1人平均すると1年間の平均が275時間になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

先程の内村委員の質疑に対する答弁ですね。お願いします。

木澤補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

先程、御質問がありました胃カメラ検診の受診率なんですが、30年度は400名当選に対して通知を行ったところ、受診されたのが342名でした。

○委員長（河野龍二委員）

では、以上で健康保険部健康保険課所管の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で11時15分まで休憩します。

（休憩 11時04分～11時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。ただいま議案となっております議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定の件を引き続き議題として、総務課所管の提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

皆様こんにちは。ただいまより総務課及び選挙管理委員会所管に係る内容につきまして

て御説明いたします。初めに歳入の方から御説明いたしますが、事項別明細書の32、33ページをお願いいたします。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち、総務課の所管分は人権啓発活動地方委託事業委託金43万2,000円でございます。これは総務課の人権の花の運動及び生涯学習課で行っております人権作文標語集等に係る経費に充当をしているものでございます。続きまして4節選挙費委託金でございますが、こちらは全て選挙管理委員会の所管となります。平成31年4月7日に執行されました長崎県議会議員一般選挙に係る事務委託金384万4,680円は、平成30年度中に支出をした経費相当額の受け入れでございます。このほか在外選挙人名簿登録事務委託金も選挙管理委員会の所管でございます。続きまして42、43ページをお願いいたします。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入でございます。下から15行目でございます研修助成金収入。これは平成30年度中に実施しております研修に対する長崎県市町村振興協議会からの一部補填でございます。また一番下の行の公文書開示費用負担金。以上が総務課の所管分でございます。歳入は以上となります。

続きまして50、51ページの方をお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬、上から、総務課の所管でございますが、行政改革推進委員会委員報酬、委員4名分の報酬。表彰審議専門委員会委員報酬、委員6名分の報酬。行政不服審査会委員報酬、委員4名分の報酬。いずれも委員会の開催回数は1回でございます。執行は前年度と同額の執行となっております。続きまして2節から4節までの人件費につきましては、総務課、秘書広報課、契約管財課、このほか町長、副町長に係る支出でございます。2節から4節までの合計額は2億6,316万9,902円で、前年度比約1,160万円の増額となっております。主な増の理由といたしましては、職員1名の増、それから期末勤勉手当等の支給割合の変更、こういったものに伴う増でございます。ちなみに、給料は前年度比約660万円の増額、職員手当は前年度比約600万円の増となっております。続きまして8節報償費、こちらは全額が総務課の所管となります。自治功労者表彰費は、在職25年以上の職員4名、在職30年以上の退職職員4名、それと文化祭表彰時の記念品分を支出しております。このほか、産業医報償費、顧問弁護士報償費、それから次のページの一番上になります平和事業謝礼、前年度と同額の執行でございます。続きまして52、53ページでございます。9節旅費のうち総務課所管分は、普通旅費のうち6万4,530円、研修旅費の全額、費用弁償のうち1万6,500円でございます。前年度比で約27万円の減。減の主な要因は研修旅費28万円の減額でございます。11節需用費の内の総務課の所管分は、消耗品費のうち421万5,195円、食糧費のうち9万2,000円、印刷製本費のうち6万480円、合計436万7,675円で前年度比約105万円の減額となっております。減額の要因といたしましては、例規の整備件数の減に伴う追録代が約87万円の減額となっております。続いて12節役務費のうち総務課の所管分は、郵便料及び総合賠償保険料の全額、それから通信運搬費のうち4万4,764円でございます。前年度比で約133万円の減額。

主な要因は郵便料126万円の減額でございます。続いて13節委託料、総務課の所管分は、上から職員健康診断委託料、長崎県公平事務委託料、研修委託料、看板作成委託料、職員採用試験事務委託料、郵便料金システム保守委託料、文書廃棄処理委託料で委託料の合計は360万1,798円、前年度比で約266万円の減額となっております。減額の主な要因は、29年度中に支出がありました例規整備支援業務委託料280万8,000円の皆減によるものでございます。あと本年度新規事業の看板作成委託料でございますが、こちら原爆投下時に救護所となりました長与国民学校高田分校跡地付近に銘板を設置したものでございます。次に14節使用料及び賃借料でございますが、総務課所管分は自動車借上料のうち2万8,240円、有料道路使用料のうち8,020円、駐車場使用料のうち1万400円、このほか用具等借上料、職員採用試験会場施設使用料、例規集検索システム使用料、郵便料金システムリース料、イベント用品レンタル料が総務課所管分となっております。続きまして19節負担金、補助及び交付金のうち総務課所管分は、上から長崎県町村会負担金、長崎県派遣職員負担金、職員厚生費、長崎人権擁護委員協議会負担金、発明協会長崎県支部事業費負担金、各種講習会負担金、長崎県社会保険協会会費、日本非核宣言自治体協議会負担金、長崎県市町村行政振興協議会事業負担金でございます。合計は747万4,084円で、前年度比約61万円の増額。主な要因といたしましては、長崎県派遣職員負担金の増額50万円でございます。

続きまして70、71ページをお願いいたします。2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。1節報酬、固定資産評価審査委員会委員報酬2万6,200円でございます。こちらの委員会は1回開催しておりまして、委員3名分に係るものでございます。次に9節旅費、研修旅費のうち2万4,500円、費用弁償のうち2万9,000円。それから11節需用費でございますが、消耗品費のうち4,000円。以上が総務課の所管分でございます。続きまして76、77ページをお願いいたします。2款総務費4項選挙費は全て選挙管理委員会所管となります。1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会が通常行う事務に関する経費で、委員の報酬、担当職員の人件費、各種連合会の負担金などがございます。1節報酬は選挙管理委員4名分の年報酬でございまして、年4回の定例会のほか、選挙執行に係る臨時会、その他会議などを開催しておるところでございます。13節委託料、選挙管理システム整備委託料343万4,400円。これは元号改正に対応するため、アクセスのバージョンを2010から2016へバージョンアップする作業を委託したものでございます。次に2目選挙常時啓発費につきましては、長与町明るい選挙推進協議会及び選挙啓発に係る経費、前年度とほぼ同様の内容でございます。76から79ページにかけましての3目長崎県議会議員一般選挙費につきましては、平成31年4月7日に執行されました長崎県議会議員一般選挙に要した経費でございます。内容は、期日前投票所に係る経費、入場券の郵送料、ポスター掲示場の製作設置管理委託などに係る経費でございまして、支出総額は歳入の選挙事務委託金と同額でございます。次に78、79ページをお願いいたします。4目長与

町議会議員一般選挙費は、平成31年4月21日に執行されました長与町議会議員一般選挙に要した経費でございます。この中の消耗品費におきましては、候補者の表示物、啓発物資、啓発看板などに支出をしております。印刷製本費におきましては、入場券、新聞折り込みチラシの印刷代を支出しているところでございます。以上が総務課及び選挙管理委員会の所管分の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。それではまず歳入の32、33ページ、14款3項1目人権啓発活動地方委託事業委託金が総務課所管。選挙費委託金4節、4節は全部総務課ですね。あればいつでも遠慮なく手を挙げてください。42、43、ここでは研修助成金収入45万7,631円、一番下の公文書開示費用負担金1,467円が総務課所管となっています。あとは歳出ですね、50、51ページの1節報酬ですね。ここが行政改革推進委員会の委員報酬、表彰審議専門委員会の委員報酬、行政不服審査会委員報酬、これが総務課所管。あと2節給料から8節報償費までは全部総務課所管。

質疑はありませんか。ページ数を言ってもらいましょうかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

43ページの公文書開示費用負担金というところで、金額はもう小さいんですけども、件数が分かりましたら、どれくらい公文書の開示があっているのか。

○委員長（河野龍二委員）

関口係長。

○係長（関口直人君）

公文書開示費用負担金1,467円の内訳といたしましては、情報公開の開示請求が15件ございます。あと、個人情報の開示請求に伴うものが3件ございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

51ページの一番下の顧問弁護士報償費48万円。基準があって48万なのか、それとも何か事件があって対応して48万になったのか、そこら辺の内訳をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

これは年間の契約で、年間の確定額48万円の中で顧問弁護士の方に通常長与町で起こった業務をやっていただくという形で契約しております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

48万円は、基本的に、例えば30年度何もなくて48万円、ほかに事件があって取り組んだ場合はちょっと違ってくるのかなと思って聞いているんですよ。だから、どういう状況で48万円になっているのかをちょっとお聞きをしたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

顧問弁護士ですね、通常行政が抱える中で、特に現場辺りですね、所管がいろんな問題を抱えている場合がございます。そういったのを年間通して相談をして回答をいただく。この部分の経費ということで、何か訴訟があって弁護士として法廷に出ていただくというのは別途費用が出るということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それでは、次53ページの看板作成委託料24万9,480円。この看板が何だったのかだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この看板につきましては、平和事業の一環といたしまして、原爆投下時に救援列車が長与まで来ていると。そんな中で国民学校高田分校という所に救護所として構えたんですね。それを、今跡地になってますんで実際に場所はないんですが、出来た公共施設の方に、高田分校というのは、こういったことで当時使われておりましてというような状況を謳ったものを設置をしているというものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それは、どこに設置してあるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

高田越の九電の変電所がございますよね。あその下手の方が旧跡地と言われております。変電所のちょうどすぐ下の4叉路の所ですね、ジョイフルサンがあって、真反対側の左手にちょっと広がった道路用地がありました。そちらの方に所管、土木管理課と関係自治会で用地を選定して設置したところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

何か聞けば、いろいろ知らんことが出てくるんですが、それは、そもそもどこから依頼があったんですか、そういうのを作って設置をしてくださってというのが。その道路敷に、私は邪魔になりはしないかと思って、今聞いて。そういう依頼も何もなしに町の方がやられたのか、経緯をちょっとお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

実際のところ依頼というのは正式にはあってなくて、平和事業の銘板を設置していく中で数が少ないんですよ、長与町の場合。そういった中で設置すべき所というところで町の方で作ったと。あくまでも道路用地とは言いますが、極力邪魔にならない所で、今回の分につきましては、町の方で考えて設置をしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか、今、53ページまで進んでおります。53ページは9節旅費の一部、研修費は全額、費用弁償は一部ですね。需用費の消耗品、食糧費、印刷製本費の一部ですね。郵送料は全額、あと通信運搬費が一部、総合賠償補償保険料が全額ですね。等々ありますので、質疑があれば。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

50、51ページの1番下の報償費の産業医報償費も総務課の所管かと思うんですが、産業医っていうのは働いている方の相談に乗ったりされる役割かと思うんですが、例えば月に1回決まった日に役場に一日いるとか、運用の仕方と、その内容というか、産業医の業務というか、ちょっともう少し詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

産業医の職務内容につきましては、通常、メンタル不調になられたときに総務課サイドに申し出がございまして、申し出がありますと、まず私が状況を確認いたしまして産業医の面談を促すと。場合によっては主治医の方に先に行っていただくこともあるんですが、そういった臨時的な面談とともに、長時間労働者に対する面接相談というところで、本町の場合が基準よりも低く設置をしております、月45時間以上、6か月平均でされてる方。もしくは、ひと月でも70時間を超えた方、この方に対しましては勧奨する文書を出しまして、これが必須ではございませんので、本人の希望に応じて面接を実施しております。あと職場巡視ですね。労働環境が適切に運用されてるかどうかというのを、産業医と一緒に周りまして、改善事項等も指摘をいただいております。例えば照度に関することに関しましては、1階のローカウンターの高さが低いというところで、照度が

幾分低かったものですから、その際、節電のために蛍光灯を1つ外しておりましたので、そこを復元して照度を確保したというような事例もございます。あとは衛生委員会の方に出席をいただきまして、私たちが健康診断の状況、ストレスチェックの状況を報告いたしまして、意見を出していただくと。これを次年度の計画に繋げるというような形で、様々な形で産業医の方には御貢献をいただいています。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今、産業医というのは、結構その、働き方改革とかとともに注目されてると思うんですけども、長与町ではずっと前からいらっしゃるのでしょうか。最近なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

時期に関しましては、ちょっと記憶をしておりますが、基準といたしましては従業員が50人以上を超える場合は産業医を選任しなければいけないというふうに決められておりますので、かなり前から選任していたんではないかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

53ページの委託料の関係で、研修委託料84万5,000円と職員採用試験事務委託料。この内容について、お伺いしたいんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

研修委託料につきましては、本町の方に講師を招き、全庁的な形で、出向かずに気軽に研修を受けていただけるようにということで計画をしている分になります。開催としましては6回ほど実施をしております。内容につきましては、個人のスキルアップに特化した、例えば接遇に関すること、あとは公文書の書き方研修、そういったところで効率化に寄与するように実施をしております。採用試験の事務委託料につきましては、採用試験を実施するに当たって、問題集の借用及びその採点を業者に委託をしております。それに係る委託料としまして21万6,756円計上させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。研修委託料については、職員の方の研修ということですね。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

そのとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ただいま53ページまで進んでますけど、55ページの上段まで大丈夫です。戻っても構いません。あとは70、71ページですね。ここについては、1節報酬の固定資産評価審査委員会の委員報酬と9節旅費等々、11節需用費の一部ですね。そこまでですね。質疑はありませんか。質疑ありませんか。ないですか。質疑なしと認めます。総務課所管の質疑をこれで終わります。お疲れ様でした。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時42分～12時56分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。議題となっています議案第69号30年度一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案について、秘書広報課所管の提案理由の説明を求めます。

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

それでは、秘書広報課所管分につきまして御説明いたします。事項別明細書の42、43ページをお願いいたします。歳入になります。19款諸収入5項雑入1目雑入のうち60万1,110円が秘書広報課所管分になります。1節雑入の1行目、キャラクターグッズ販売料は全額秘書広報課所管分になります。こちらはミックングッズの販売とLINEスタンプの売り上げになります。下から13行目、広告掲載料のうち38万4,000円が秘書広報課所管分になります。こちらはホームページのバナー広告料になります。以上が歳入の説明になります。

続きまして歳出の御説明をいたします。50ページ、51ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、人件費を除いた秘書広報課所管分の支出済額は886万2,826円になります。3節職員手当等、4行目時間外勤務手当のうち73万9,457円が秘書広報課所管分になっております。52、53ページをお願いいたします。9節旅費の普通旅費のうち143万3,480円が秘書広報課所管分になります。10節交際費の町長交際費は全額秘書広報課所管分となります。11節需用費のうち秘書広報課分は112万8,312円になります。内訳といたしまして、消耗品費のうち89万9,460円、食糧費のうち6万8,148円、印刷製本費のうち1万1,664円、修繕費は全額秘書広報課所管分になります。こちらは着ぐるみのメンテナンスに係る費用になります。12節役務費の通信運搬費のうち2万5,157円が秘書広報課所管分になります。13節委託料のうち秘書広報課所管分は428万7,7

78円になります。委託料の4行目、秘書業務委託料が全額秘書広報課所管分になります。内訳といたしまして、秘書業務委託料に134万8,234円、公用車運転点検業務委託料に92万5,344円となっております。8行目、イメージキャラクター商品等制作委託料は全額秘書広報課所管分になります。在庫が少なくなったミックンのクリアファイル及びミニタオルを製作しております。11行目、町制施行50周年イメージキャラクター商品等制作委託料は全額秘書広報課所管分になります。こちらは50周年記念事業におきまして、参加者などに配布される記念タオル2種類を秘書広報課において作製したものです。14節使用料及び賃借料のうち秘書広報課所管分は33万2,100円になります。内訳といたしまして、自動車借上料のうち19万4,490円、有料道路等使用料のうち13万1,620円、駐車場使用料のうち2,390円となります。入場料は全額秘書広報課所管分になります。1目一般管理費の説明は以上になります。

54、55ページをお願いします。2目文書広報費になります。こちらは全額秘書広報課所管分になります。8節報償費は、広報1月号に掲載しておりますお年玉クイズの正解者への記念品代30名分になっております。9節旅費は、毎月広報の最終校正を印刷会社の方で行っておりますので、それに伴うものが主なものとなっております。11節需用費は、2行目、印刷製本費の広報ながよ印刷料、毎月1万4,100部が主なものとなります。12節役務費のドメイン管理手数料は、町ホームページの安全性を確保するため通信を暗号化し個人情報の保護と改ざんなどを防止するための費用となります。13節委託料の1行目、ホームページ保守更新業務委託料は、町ホームページの保守と月3回の定期更新、それから緊急時の更新などの費用となります。2行目、町制施行50周年特設ホームページの保守更新業務委託料につきましても、町制施行50周年の特設ページの保守と定期更新、緊急時の更新などの費用となります。3行目、写真撮影委託料は広報ながよ新年号に掲載いたします町長の写真撮影代となります。前年度までは印刷製本費として計上しておりましたが、費目誤りのため、委託料から30年度より支出しております。19節負担金、補助及び交付金は日本広報協会の会費1万5,000円となっております。以上が秘書広報課所管分の説明になります。御審査のほどよろしくをお願いいたします。主要な施策については、秘書広報課分はありません。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。まずは42、43ページの歳入です。雑入のところですね。一番上キャラクターグッズと広告掲載料ですね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

雑入の一番上のキャラクターグッズ販売料が、商品とLINEスタンプと今伺いましたけれども、LINEスタンプの販売分というのは幾らぐらい。また何人というか、そういう数字はありますか。

○委員長（河野龍二委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

LINEスタンプの販売個数と売り上げということでお答えいたします。販売個数が75個、販売売り上げが1,870円。これは売り上げの振込手数料540円が差し引かれた金額になります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

ミッキンググッズにつきましては、マスコット人形、ピンバッジ、缶バッジ、ミニタオル、フェイスタオル、マグネット、クリアファイル、エコバックなどになります。

○委員長（河野龍二委員）

歳出の50、51ページですね。53ページにわたって普通旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費等々、総務と分かれてる部分がありますけども、質疑はありませんか。次の55ページまでいきましょうかね。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

42、43ページの雑入のところですけども、広告掲載料というのがホームページバナー分ということで、ホームページのトップのバナーだと思うんですけど、結構まだ空いていると言うか、埋まってないと思うんですけども、今現在、この歳入になっている。これは何人が利用しているとか、月の料金とかを教えてくださいませんか。

○委員長（河野龍二委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

平成30年度のバナー広告の掲載している件数については、4件を毎月12か月載せております。1件当たり1か月が8,000円になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これちょっと、私も記憶が定かではないんですけども、結構前から全部埋まってないというか、空いている状態かなと思うんですけども、例えば、これまでにこの掲載料をそういうのに合わせて下げたりしたことがあるのか、もしくは今後そういう検討というのは、なされる予定はないのでしょうか。埋まってる方が良くないかなと思うんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

平成20年8月からバナー広告を載せています。以前から1枠8,000円としてさ

せていただいているんですけども、今後、令和2年度、ホームページのリニューアルの予算要求をしたいと思いますので、そのときに枠の掲載料であったり、募集の枠数とか、近隣の市町とかを参考にしながら、再度検討させていただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○議員（西田健議員）

53ページの町長交際費、差し支えなければどういう、主なもので結構なんですけども教えていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

町長交際費につきましては、町政の円滑な執行を図るため、町を代表して外部と交際する際に必要な経費であり、社会通念上、儀礼の範囲内の額を支出している状況でございます。主なものとしたしましては、各種団体における総会や大会等に対するお祝い。また、町行政に御貢献いただきました方々の御葬儀に対する生花、香典などが主なものとなります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

53ページ、歳入の方にもあったんですが、このイメージキャラクターの製作費とかいろいろ決算に上がっているんですが、まず、どういう目的でこういうのを、長くなるんですけど、一定町民の間にも知れてはきてるんでしょうけど、目的があってやっぱりやられてるんでしょうけど、大体全国的にこういうのも下火になってきているようなので。そういう中で目的があってやられて、目的が十分達成されておられるのかどうか、町側の判断で結構なんですけど、そこら辺教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

まずミッキンググッズの必要性について御説明させていただく上で、ミックンというキャラクターの必要性について御説明をさせていただこうと思うんですけども、ミックンというキャラクターがやっぱり親しみやすいキャラクターで、行政からの情報は町民の方にどううまく伝えるかという1つの課題があると思うんですけども、その行政からの情報であったり、様々なイベント時の長与町に対する親しみ、郷土愛等を感じていただくということから、ミックンを通じて、それを媒介にするような形で情報を伝達したり、長与町に対して郷土愛を感じていただくということで、ミックンの必要性については、

まずこういったことを考えているところです。それに伴ってミックングッズを販売していくってところで、今、ミックングッズの販売状況等も特に実用性のあるようなものについては、一定の個数も売れてきているところなので、継続をしていくってことで考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

実感としてミックンが町政に貢献できてるのかどうかというのは、どう感じられておられますかね。

○委員長（河野龍二委員）

廣橋係長。

○係長（廣橋慶三君）

まずミックンというキャラクターが今、だいぶ浸透してきているという実感は個人的に持っているところです。着ぐるみ等が出場したときも、子どもがたくさん集まってきて記念写真等撮ってるような状況を見させていただきながら、ミックンは浸透してきているというふうに思ってます。SNS等でミックンという形をとって、いろんな緊急情報等もお伝えをしてる場所なんですけども、ミックンからダイレクトにメッセージが来たっていうふうに町民の方は受け取っていただいていると思いますので、そういったところでは一定の役割を果たしているかと思います。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じく55ページのホームページ保守更新業務委託料というところでお尋ねしますが、先程定期的な更新と緊急での更新ということで説明をいただいたんですが、この緊急に対する更新というのがスムーズに行われているかと言えば、そうでもないような感じがするんですけども、そこはどなたか担当でしているとか、役割を決めてこうやっているとか、そういう決まり事っていうのは実際あるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

随時更新につきましては、職員が行います台風や災害等の緊急情報ですね、そこにつきましては職員の方が更新を行っております。そのほか定期更新以外の急に上げたっていうところにつきましては、業者の方に別個依頼してやっております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

各課の分が結構上がってくるかと思うんですよね。例えば最近で言ったら生涯学習課の分だったりとか、ポイント制度もきっとそうでしょうけど、そういうものの更新というのが、もう直前じゃないと上がっていないとか。だから、そういうふうにホームページをきちんと見ている方は感じておられるというところがあって、そういうところの横の連携というのはどういうふうにされてるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

定期更新につきましては、遅い場合はうちの方からお知らせする場合もあるんですよ。基本的には原課の方から依頼を上げてもらうという形になっております。ただ更新件数が定期更新で97回、件数で1,225件という結構毎年更新件数が多いですので、フォローできない部分もあるのかなとは思っております。そういうところにつきましては、例年のものにつきましては、再度うちの方からも注意をしていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じく55ページの印刷製本費、先程広報ながよで1万6,000というふうに言われたんですけども、この数が妥当かどうかというのがちょっと、どういう根拠をもってこの1万6,000にしているのかというのをお聞きしたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

広報ながよの作成部数につきましては、自治会配布の世帯数ですね、一番変動が大きいのはこちらなんですけれども、それから各公共施設等に置く分、それから公的機関等に郵送する分等あります。年度で変更していくのが自治会加入世帯数、最近ちょっと減少ぎみですので、部数につきましても毎年度部数を減らした状態に対応している状態です。平成30年度の部数につきましては1万4,100部です。参考といたしまして令和元年、今年度につきましては1万3,800部というふうにしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

52、53ページの2款1項1目13節委託料の秘書業務委託料なんですけれども、この227万3,578円のうち134万円ほどが秘書業務委託料ということでしたけれども、この秘書業務委託っていうのは、ちょっと具体的によろしいでしょうか。秘書

広報課があるのに秘書業務委託っていうのはちょっとどういうあれなのかっていうのを。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

現行、秘書広報課につきましては職員4名で業務をさせていただいております。2名が広聴広報係です。1名が秘書係長で広聴広報係を兼務した状態で業務を行っている状況です。この件につきましては職員1という状態よりも秘書業務として委託して効率化、それから金額等につきましても精査を行っております。ちなみに秘書業務の内容につきましては来客者への対応、理事者のスケジュール管理、理事者に関連する文書などの管理、秘書広報課の文書の收受、会議等の資料作成、会議等の会場設営などの準備等を行っております。人員等について再編等を行っておりまして、秘書業務につきましては職員1ではなく、秘書業務の委託という形で対処させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、秘書広報課の係長に委託をしていると。ごめんなさい理解ができなかったんで。もう一度、その委託先と言うか、明確にお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

秘書業務につきましては、管理公社の方に委託しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

前回予算のときに、今ホームページというのはパソコン用のページもあるでしょうけど、スマホ用のページというのが各自治体で取り入れて、ちゃんとされている所もあるんですけども、そこに幾らのお金が掛かるか分からないんですけど、検討したらいかがですかという質問があったはずなんですけど、その辺りの検討はされたんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

現行のホームページはスマートフォンには対応していません。令和2年度、スマートフォンにも対応したホームページにリニューアルしていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで秘書広報課の質疑を終わります。お疲れ様でした。

1時40分まで休憩いたします。

(休憩 13時28分～13時36分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。ただいまから契約管財課の所管について審査を行います。提案理由の説明をお願いします。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

お疲れさまです。それでは平成30年度一般会計決算に関しまして、契約管財課所管分について事項別明細書に基づいて御説明をいたします。初めに歳入の方から説明させていただきます。20、21ページをお開きください。12款1項1目1節管財使用料収入済額9万4,010円、内訳は長与駅コミュニティホール使用料が7万6,410円、空調使用料が1万7,600円でございます。次に24、25ページをお開きください。12款2項1目7節登記手数料は存目で1,000円を計上しておりましたが、収入はありませんでした。次に26、27ページをお開きください。13款2項1目1節総務管理費補助金になります。その中の社会保障・税番号制度システム改修費補助金604万8,000円が契約管財課所管分になります。補助金の内容としましては基幹システムの住民基本台帳について旧姓併記に対応するための改修に対する補助金でございます。

次に32、33ページをお開きください。14款3項1目1節総務管理費委託金です。市町村権限移譲等交付金（土地確認）2,000円が契約管財課所管分になります。次に34、35ページをお開きください。15款1項1目1節土地貸付収入476万4,873円のうち契約管財課分は469万6,943円の収入でございます。これについては斉藤郷西側埋め立てのシルバー人材センター作業所や現場事務所、また北陽台町有地にイオンタウンによる従業員用駐車場としての土地貸付収入などになります。次に36、37ページをお開きください。15款2項1目1節不動産売払収入は4,342万6,676円のうち契約管財課分は1,697万9,612円の収入でございます。内容につきましては宅地の払い下げ等によるものです。続きまして17款1項1目1節駐車場事業特別会計繰入金199万6,000円は平成29年度からの繰入金でございます。

続きまして42、43ページをお開きください。19款5項1目1節雑入は契約管財課所管分総額192万4,434円になります。内訳は、上から2番目、現金自動預入支払機設置使用料72万円については前年度と同額になります。十八銀行、親和銀行と九州労働金庫が使用しておりますATMでございます。次にその7行下の清涼飲料水自動販売機設置使用料、契約管財課所管分は庁舎に設置しております4台分で、381万5,318円のうち76万9,603円の収入がありました。次にその7行下の庁舎電話使用料は4,340円の収入でございます。その下の庁舎コピー使用料は26万5,590円でございます。続きまして11行下の電柱等設置使用料は3万9,830円のうち

契約管財課分が1万8,930円の収入になります。続きまして9行下の境界立会他証明書等交付手数料は1万4,700円のうち5件1,500円が契約管財課分でございます。それから5行下の町村有建物災害共済金は14万1,445円になります。

以上が平成30年度の一般会計の歳入の決算でございます。

続きまして契約管財課所管分の歳出でございます。50、51ページをお開きください。2款1項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費、契約管財課9名分がこの中に含まれております。次に56、57ページをお開きください。2款1項5目財産管理費でございますが、1節報酬4万2,800円については財産評価委員会を2回開催したときの委員の報酬でございます。9節旅費は4万4,080円、11節需用費は3,383万4,517円、12節役務費は620万1,598円の支出をしております。次に58、59ページをお開きください。13節委託料3,478万8,434円、14節使用料及び賃借料1,195万7,269円の支出となりました。15節工事請負費につきましては、庁舎施設整備改良工事として3件の工事を行っており3,012万1,200円の支出をしております。また、普通財産整備工事費は1件で49万6,800円の支出でございます。18節備品購入費につきましては、軽量棚やパーテーション、片袖机等の購入をいたしております。19節負担金、補助及び交付金では、長与町公共施設等管理公社補助金として3,971万250円の支出が主なものでございます。

64、65ページをお開きください。2款1項9目電子計算費になります。9節旅費1万4,420円、11節需用費109万3,028円でございますが、主に電算機器に関する消耗品、プリンタートナーなどでございます。12節役務費5,874万7,685円でございますが、ドメイン管理手数料3,240円につきましては、長与町が取得していますインターネットメール接続のためのドメイン名の維持管理費でございます。回線使用料213万5,165円につきましては、内訳としてLGWAN回線接続料43万2,653円、第4次LGWAN回線の接続料65万160円、庁舎内で使用しています財務会計システムを保育所、小中学校でも使用できるように環境を構築しておりますので、その回線使用料が98万4,960円、長崎県自治体情報セキュリティクラウドというアプリケーションサービスへ参加をいたしております。その接続使用料が6万7,392円となっております。次にデータセンターサービス利用型基幹システム使用料5,660万9,280円につきましては、住基システム、税システムなどの基幹システム使用料でございます。13節託料2,963万1,960円でございます。主なものは電算システム運用開発委託料2,838万9,312円で、専門的な知識技術を有するにシステムエンジニアを常駐させ、電算システムの運用管理及び職員に対する各種支援を行うためでございます。次に町字名マスター保守委託料23万3,208円につきましては、送付先などを管理するため全国の町字など最新データを更新するためでございます。ホスティング委託料55万6,416円につきましてはレンタルサーバーによるメールの送受信管理及びウイルス等セキュリティチェックを実施するものでございます。

次に14節使用料及び賃借料3,912万9,129円でございます。電子計算機及び周辺機器等リース料3,734万973円につきましては、情報系ネットワーク機器リース649万8,361円など50件の契約分となっております。自動交付機基幹システム連携サーバーリース386万9,040円、住民基本台帳ネットワーク用サーバーリース301万8,060円等となっております。そのほか裁断機リース、圧着機リース、ウイルス対策ソフト使用料81万1,620円となっております。次に18節備品購入費635万1,998円でございますが、デスクトップパソコン69台、ノート型パソコン7台の購入費になります。19節負担金、補助及び交付金410万6,060円でございます。地方公共団体情報システム機構負担金4万5,000円につきましては、マイナンバー制度や公的個人認証など、本町における電算システムの業務を遂行するに当たり必要な負担金となっております。次に長崎県自治体情報セキュリティクラウド運用負担金185万6,986円につきましては、平成29年度よりインターネット接続系におきまして長崎県が主体となり県内市町村と協力して高度なセキュリティ対策構築を行っております。その運用負担金となります。社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム交付金203万円につきましては、マイナンバー制度中間サーバーの運用経費を負担金として支出しております。電算用機器共同調達事務費負担金として17万4,074円を支出しております。事項別明細書につきましては以上でございます。

主要な施策の成果に関する報告書、12、13ページに契約管財課所管分について掲載をしております。以上で契約管財課所管分について説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まずは歳入の方から20、21ページ、12款1項1目1節の長与駅コミュニティホール使用料ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このコミュニティホールの使用料9万4,010円ですけども、どのくらいの年間貸し出しというか、使用があっているのか、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず、日数として154日、稼働がですね。それで使用者が21件でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

日数で割れば1日600円。154日と言われたんで、割ってみると600円ぐらい

ですけど。そんなに安いんですかね。間違いないですかね。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

値段的にはそういうふうになります。1日の使用料が町民であれば540円です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。それでは歳入の26、27、13款2項1目ですね。社会保障・税番号システム改修費補助金。続きまして、32、33。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

27ページの1節の社会保障・税番号システム改修補助金、個人番号カード交付事業費補助金。これは実績に応じた補助金が翌年来るってということですか。このシステムを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

こちらの社会保障・税番号制度のシステムの改修補助金ですけども、これが本年11月5日から旧姓併記という制度が開始するんですけれども、それに当たりまして平成30年度中に基幹システムを改修したときに、それに関するものについては10割補助をつけるという補助金になりますので、平成30年度中にこれを同額の委託で改修を行っておりますので、10割をそのまま補助をいただいています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。次は32、33ページですかね。14款3項1目1節総務管理費委託金、市町村権限移譲交付金、土地の確認分だけですね。次のページからいきますと、財産収入のところでは1節の土地貸付収入。ありませんか。引き続き36、37ページについては、一番上の不動産売払収入ですね、普通財産売払収入。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、委員長が言った普通財産売払収入、場所はどこですか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

契約の本数で言いますと7契約ございます。それぞれ場所なんですけど、1つ目は吉無田郷の水路、里道です。もう1つも吉無田郷の里道です。3本目です、高田郷の西高田線が通りまして、その残地を売っています。次、今度は嬉里郷です。定林になります。続きまして東高田ですね。それがもう1件。東高田は長与病院の向かい側の山林を売っ

てます。あと嬉里郷ですね。これは嬉里中央団地のはずれですね。今の北陽台の団地の下側になります。それと最後、長与駅周辺の区画整理で保留地として残っていた宅地を1つ売ってます。以上の7本です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

これ、全部、入札によるものですよね。売却方法を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

入札に付しましたのは2件のみです。先程申し上げた嬉里郷の定林のものと、長与駅周辺の区画整理によるものです。入札に付さずに随意契約にした理由としましては、里道、水路に関しては、単独利用が不可能な土地ということで、隣接者に優先的に、逆に言えば隣接者にしか利点が無いという所ですので、随意契約でさせていただいてます。あと、西高田の残地につきましても代替地という性格がございますので、そちらも実際の用地買収で買った分の代替地という形になりますので、そちらも随意契約にしております。ですので一般競争入札に付したものは先程申し上げた2件のみです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

嬉里郷の定林と言ったら場所はどこですか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

嬉里郷字定林749番20と25です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。今、37ページですから。42、43で、ずっとですね。ここの雑入のところが、現金自動預入支払機設置、自動販売機庁舎内での使用料、コピー使用料、電柱等設置使用料、あと境界立会証明等交付手数料、町村有建物災害共済金、等々とあります。質疑ありませんか。歳入はそこまでですかね。戻っても構いませんので歳出の方も行きます。50、51ページ、2款1項1目の職員手当の中に契約管財課職員分が入ってるということですね。あと56、57ページの5目財産管理費、ここが管財課ですね。続いて58、59ページが全て管財課。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

59ページ、以前ですね。2年ぐらい前も同じような質問をしておるんですが、長与

駅の清掃管理委託料が368万、それと庁舎清掃委託料247万9,000円ということで、それぞれの委託先を言っていただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず、長与駅清掃管理委託につきましてはJR九州サービスサポート株式会社でございます。庁舎清掃業務委託につきましては長与時津シルバー人材センターでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

以前にも問題提起をさせていただいておるんですが、圧倒的に庁舎清掃委託の方が業務量が多いと思うんですよ、私は。駅はトイレが2か所、今分かれて3か所ぐらいになっているんですかね。元々1か所だったのが。そして駅の年間9万4,000円もらっているコミュニティホール。この分の清掃も入ってるんでしょうけど、庁舎は1階から4階までトイレと水道局まで入れれば相当な量で圧倒的に庁舎清掃委託料の方がボリューム的に仕事量が多いと思うわけですね。ところが駅の方が100万円以上委託料が高いということで支払いをされておると。だから私はずっとおかしいと言ってるんですが、このJR九州も駅の清掃管理についてシルバーに頼むわけにはいかんわけでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

まず、長与町役場の清掃に関しましてはウイークデーのみです。要するに月曜から金曜までで休日祭日を除いた日のみです。ただ駅に関しては365日清掃しております。その分で日数で言いますと大体1.5倍ぐらいの日数があります。かつ駅舎のみならず、周辺の駐輪場とかロータリーの部分の清掃もさせていただいて、延床面積的には、庁舎と延床面積比べてないんですが、作業量自体はかなりもう一日中清掃を、当然、受付業務もしつつなんですけども、かなりのボリュームの作業があるのではないかと思っております。かつ、シルバーに委託したときで換算してみたんですが、正直余り差異は感じられなかったです。先程の日数の面であったりとか、シルバーであれば時給になりますので、その拘束時間から割り出しますと340万ほど掛かるということで、かつJRの方からJRの駅舎付近を触るので、JRの方に委託してくださいというような当初から申し送りがあったようですので、今のところJRの方をお願いしてる状況です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のは多分契約を正当化するために言われてるんでしょうけど、1.5倍って便器の

数とかで比べれば桁違いに違うじゃないですか。だからね、シルバーに、今算定をしたんだと言うと、見積もりか何か取られたんですか。当然、随契でもいいですけど、何社か取って然るべきじゃないですか。JRに関わる所を触ってもらったら困るんだと。触らなくていいじゃないですか。触られる所だけの清掃をしておけばいいわけでしょう。JRが触ってもらったら困るんだということなら、JRにさせればいいわけでしょう。そういうことで、まずは、きちんと見積もりとか取って、比較をして、比べるべきだと思うんですが。どうですかね、取られたんですかね、見積もり。シルバーから。

○委員長（河野龍二委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

見積もりはとっておりませんが、シルバーの庁舎の単価、時給でされてますので、その時給から割り出させていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

何て言うんですかね、今は時間辺りも見込みで言われてるんでしょうけど、私は、あそこの駅1件掃除する時間と庁舎、水道局も含めて全部掃除する時間というのは圧倒的にこっちの方が時間掛かると思うんですが、私の感覚はそういう認識でこういう質問をさせていただいているんですが。そういうふうに駅の方が掛かるんだというような決めつけをされれば、それは100万高くても妥当かもしれませんけども、よくよく精査をされてですね。今のままだもそんなに高くないんだというところを、はっきりこうきちんと出されて、次からの契約に努めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

おっしゃるとおり、来年精査をしまして検討いたしますので、よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。ページ数でいきますと64、65ページの電子計算費のところ管財課になってますね。これについては、主要な成果の報告書の中にもパソコン購入費の概要、内訳が出てるようですけど。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

パソコン購入費ですけれども、主要な施策によると長崎県市町村行政振興協議会による共同調達に参加したということで、これは何かのメリットがあるということで、それを見込んで参加されたのかなと思うんですが、これは削減効果があると見込んでの参加だったんですかね。ちょっと予算のときのことを覚えてないので、詳しくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

御指摘の共同調達についてですけれども、平成30年度の共同調達については町村会が初めて実施をした分になるんですが、それぞれ各市町が単独で購入していた分を、台数とか仕様を持ち寄って、共同で調達をして、同じような仕様で台数が増えれば、その分コストメリットがあるんじゃないかということで、鹿児島県とか京都府の事例を参考に実施をしたものであります。当町の購入でも平成29年度に一度外資系のパソコンを購入してるんですけれども、やはりそれと比べてもだいぶ単価的に安く購入はできています。実際にそれを購入するというときも実際の定価とか、販売実績の価格とか、いろいろ比較検討してみたんですけども、国内製のNEC製とか富士通といった外資系でない製品をだいぶ安く購入できるんじゃないかっていう資料を、ほかの市町が出した分を並べて見たときに、そういうふうな見込みが立ったので、外資系と同じ金額であったとしても、もちろん性能が良いものを安く買えているので、それで一度参加をして購入してみてもどうかということで参加の意向を出して、これで購入をしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

58、59ページの2款1項5目14節使用料及び賃借料の公用車リース料ですが、参考までになんですけど、公用車というのは何台ぐらいあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

契約管財課所管分は25台でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

35ページの歳入で土地貸付収入ですね。北陽台の用地を駐車場で貸してるということで、恐らく図書館用地として購入された所かなというふうに思ってるんですけども、ここが、どういう形で貸し付けをされているのかお伺いしたい。例えば台数として借りてるのか、用地そのものを駐車場用地として貸してるものなのか。契約そのものがどう

いう契約、例えば年間契約なのか、そもそも契約が無いということはないと思うんですけども、どういう契約で貸し付けされてるのかですね。そこをお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

ここが基金財産になります。基金財産ですので、契約というよりも使用許可という形で出しています。申請に基づく使用許可という形です。向こうが言っていた面積を元に賃借料を決定して、年間で貸し付けの許可を行っております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

参考までに面積に対しての単価で出してるんですかね。そしたら内訳が分かれば教えていただきたいと思います。もう1つ、今この中央橋を渡って信号機の左角の所、以前、商業施設の看板が立っていた所、車が停められるようになったと言われてるみたいですけど、そこも車を停めていいと言う許可か何か、ここで収入が上がってるものなのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

申し訳ございません。今手元にその資料がございません。ただほかの所と同じように、公租公課倍率法ということで、土地の固定資産税の仮評価をいたしまして、それを平米で割って、日数で割ったのを単価といたしまして、それに平米数を掛けて、日数を掛けてということで計算をいたしております。ちなみに川向こうの渡った所ですが、我々の所管ではございませんので、ちょっと詳細分かりかねます。申し訳ございません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

次は歳出のところで59ページの13節委託料ですけど不用額が相当、220万ぐらい出てます。委託契約の段階でなかなか調整するのが難しいのかなと思うんですけども、29年度決算を見てもやっぱり200万ぐらいの不用額が出てるみたいなんで、もうちょっと契約前で精査して、不用額を少なくすることができなかったのかですね。そこが1つと、あと同じページの19節負担金、補助及び交付金なんですけども公共施設等管理公社の補助金。これが3,900万ぐらいありますけども、何て言いますかね。先程、例えば秘書課でしたかね、それぞれ各部署で委託してる部分の支払いがある中で、この公共施設管理公社補助金に対する3,900万円というのは内訳はどういうものになるものなのか分かりますか。人件費がどれくらいだとか、事務費はどれくらいだとかって

いう部分が分かれば。

○委員（金子恵委員）

久原係長。

○係長（久原和彦君）

委託料の不用額についてお答えいたします。3月補正で不用額の補正を当課におきまして1,400万ほど行っております。13節に関しましては137万4,000円の減額補正をしております。これはもう確定している額に応じて落とせる分を落とした、プラスチックで落としてるということなのですが、ほかの需用費、特に修繕費や工事費、今回おっしゃられている委託料に関しても、庁舎管理を続けている我々としては、やはり一定程度、何かしらあったときのために残したいというところが正直なところで、その分をギリギリ落とせる分を落としたんですが、一定程度確保したいという思いで残させていただきましたが、結果として不用額として残ってしまったものになります。

○委員（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

先程、委員がおっしゃられた長与町公共施設等管理公社補助金、これにつきましての内訳は、報酬、給料、職員手当ですね。また、福利費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、賃借料、備品購入費、負担金、公租公課、繰出金の予備費ということで、理事長と事務局長2人分の給料の分でございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今、管理公社の給与の支払い対象になる職員がどれくらいいらっしゃるんですか。

○委員（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

給料といたしまして、理事長1人分、事務員1人分でございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そしたら、ここで、各施設で働いていらっしゃる方の給料というのは、この中には入っていないんですかね。給料というのか、人件費は入っていないんですか。

○委員（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

各所管の分の委託料で払っております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私は、ほとんどが人件費なのかなというふうに思ってたんですけども、いわゆる理事長と事務局長の人件費に当たる給料というのは、そこしか考えられないのかなど。確かに、秘書課で秘書業務委託料を支払っている契約は公社だというふうに言われてたんで、それ以外の部分で、ここで払ってる人件費があるのかなと思ったら、人件費としては2人分だけですか。3,900万、それにしてもちょっと大き過ぎるなという思いがするんで、非常に大きく負担をしなければならない費用というのは、このうちどれくらいあって、それが何なのか参考までに教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

一番大きいのは福利費でございます。健康保険とか厚生年金保険とか、そういう部分の雇用保険、労災保険とか、そういう分でございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それは公社で働いている方の全ての福利費、いわゆる労災だとかそういうものとみていいんですかね。そうすると各所管は委託料を払って、ここに納めてもらう。保険等々は町から負担して払うというふうな形で、そういう捉え方でいいんですかね。

○委員（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

従業員分全体の福利厚生費を払っているということでございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで契約管財課所管の質疑を終わります。お疲れさまでした。場内の時計で、14時45分まで休憩いたします。

（休憩 14時31分～14時42分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。議題となっております議案第69号長与町平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定の地域安全課所管を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

改めましてこんにちは。それでは議案第69号平成30年度一般会計決算書の地域安全課所管分につきまして御説明をしたいと思います。地域安全課所管につきましては歳入合計8,832万3,557円でございます。職員人件費を除きました歳出合計は4億6,631万8,570円となっております。まず歳入の方から御説明させていただきます。平成30年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の20、21ページをお開き願います。12款1項1目総務使用料2節コミュニティセンター使用料でございます。ふれあいセンターの220万2,585円につきましては前年度より9.9%の減、及び長与南交流センターの180万4,780円につきましては前年度を0.4%の減となっております。こちら施設使用料となっております。次に28、29ページをお開き願います。13款3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金でございます。自衛官募集事務の委託金が所管分となっております。次に30、31ページをお開き願います。14款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち、上から2行目の石油貯蔵施設立地対策等補助金等の82万円は消防団第4分団の消防小型動力ポンプの購入費の補助でございます。5目商工費県補助金1節商工費補助金で、長崎県消費者行政推進補助金の49万9,900円は主に消費者行政担当職員等の研修旅費としての補助金でございます。次に32、33ページをお開き願います。3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託金の1行目の市町村権限移譲等交付金の84万2,000円は、県広報紙「つたえる県ながさき」の全世帯配布に係ります交付金でございます。次に34、35ページをお開き願います。15款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の上から3行目でございます。ふるさとづくり基金運用収入の1万3,721円が地域安全課所管分となっております。こちらにつきましては預金利息でございます。次に36、37ページをお開き願います。16款1項5目消防費寄附金が所管分でございます。7目ふるさと長与応援寄附金1節ふるさと長与応援寄附金のうち5,786万2,000円が地域安全課所管分となっております。こちらにつきましては自治会長報償費、自治会振興補助金、地域振興補助金、ふれあいセンター管理費、長与南交流センター管理費として受け入れさせていただいております。次に38、39ページをお開き願います。17款2項3目ふるさとづくり基金繰入金1節ふるさとづくり基金繰入金のうち28万9,000円が地域安全課所管分でございます。次に42、43ページをお開き願います。19款5項1目雑入1節雑入でございます。上から5行目の市町村交通災害共済加入推進助成費、その下の7行目、清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち21万6,000円が地域安全課所管分でございます。こちらにつきましてはふれあいセンター、南交流センターの方の設置使用料となっております。その下の火災保険料のうち29万8,011円が自主防災センターの火災保険料の負担分として地域安全課所管分でございます。その下の各種施設電話使用料のうち1,830円と、その下、各種施設コピー使用料のうち2万

4,930円が地域安全課所管分でございます。その下3行目になりますが、太陽光発電余剰電力売払収入は長与南交流センターの駐車場屋根に設置しております太陽光発電設備に係るものでございます。その下13行目の電柱等設置使用料のうち680円がふれあいセンター敷地内に設置された電柱設置使用料でございます。次に44、45ページをお開き願います。同じく1節雑入ですが、1番上の消防団員安全装備品整備等助成金の12万5,000円は消防団員の雨具購入の助成金でございます。また、3行目のコミュニティ助成事業助成金、5行下のニュータウン防災センター電気使用料が、地域安全課所管分でございます。また、その下の各種施設電気使用料のうち3,463円が地域安全課所管分となっております。次に、同じく20款1項1目総務債2節地域活性化事業債の防犯灯LED化事業充当起債でございまして、全体事業費の90%によります算出によりまして10万円未満は切り捨てた1,420万円が起債額でございます。同じく3目消防債1節消防施設整備事業債は、小型動力ポンプ付積載車購入費充当起債対象事業費の100%充当でございまして、同じく10万円未満は切り捨てた480万円を起債額としております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして歳出でございます。事項別明細書の50、51ページをお開き願います。主なものの御説明をいたします。2款1項1目一般管理費1節報酬の中で2行目の防災会議委員報酬3万5,000円と、その下の危機管理専門員報酬300万円及び一番下の避難行動要支援者避難支援連絡協議会委員報酬の4万2,000円が地域安全課所管分となっております。次に52、53ページをお開き願います。9節旅費の普通旅費のうち2万640円が消防関係の旅費となっております。また、費用弁償のうち13万1,000円が地域安全課所管分となっております。19節負担金、補助及び交付金でございますが、上から3行目の自衛隊家族会補助金、1番下になりますが長崎県水難救済会負担金、こちらが地域安全課の所管分となっております。次に54、55ページをお開き願います。九州北部小型船安全協会会費とその下の西彼杵防衛協会会費、こちらが地域安全課所管分でございます。次に60、61ページをお開き願います。7目交通安全対策費でございますが、主なものとしまして、7節賃金ではパート賃金21万9,449円は市町村交通災害の済加入促進のための臨時職員の賃金でございます。また、8節報償費25万5,000円につきましては高齢者運転免許証自主返納奨励金としまして、65歳以上の方につきましては、返納いただいた方に3,000円のバスカードを1人1回限り配付させていただいておりまして、30年度につきましては85名の方が申請をされております。また、15節工事請負費の防犯灯新設改良工事費につきましては平成28年度から4か年計画で防犯灯改良工事のLED化工事を行っておりまして、平成30年度は800件分の1,578万8,520円が主なものでございます。次に62、63ページでございます。企画費でございますが9節の旅費、普通旅費のうち3,910円が地域安全課所管分となっております。次に66、67ページをお開き願います。10目の地域振興費でございますが、主な内容といたしましては、7節賃金64万1,9

78円は育児休業等代替職員のパート賃金でございます。8節報償費、自治会長報償費1,305万6,900円は、均等割11万円につきまして550万、世帯割の分としまして650円掛ける10月1日の世帯数に乘じまして755万6,900円の合計の金額を算定基礎とさせていただきます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、自治会振興補助金1,993万9,000円は、均等割5万円の250万円と世帯割の分としまして1,500円を10月1日の世帯数に乘じまして1,743万9,000円の合計が算出基礎となっております。地域振興補助金の450万円につきましては、5地区の各コミュニティの方へそれぞれ90万円の補助金となっております。次に11目長与町ふれあいセンター管理費でございますが、長与町ふれあいセンターの管理費につきましては前年と特に変わったところはございません。1節報償費の館長報酬につきましては月額20万円の1人配置でございます。また、7節賃金のパート賃金132万935円につきましては事務員で2人交代制となっております。次に68、69ページをお開き願います。13節の委託料の主な内容といたしましては、施設管理委託料274万7,417円はシルバー人材センターへの委託で3名交代の夜間土日祝日の施設管理を委託させていただきます。次に12目の長与南交流センター管理費でございますが、こちらにつきましても前年と特に変わったところはございません。1節報酬の館長報酬は同じく月額20万円の1人の配置となっております。13節の委託料についての主な内容としましても、施設管理委託料としまして274万7,417円はシルバー人材センターへの委託ということで、こちらにつきましても3名交代制で夜間土日祝日の施設管理の委託を行わせていただいております。

次に128、129ページからお開き願いたいと思います。こちら7款1項1目商工振興費の9節旅費の研修旅費3,420円及び費用弁償18万3,690円が消費生活相談員研修会等の旅費ということで地域安全課所管分となっております。次に144、145ページの方をお開き願います。9款1項1目非常備消防費の主なものでございます。1節報酬、消防団員報酬1,068万2,000円は本部分団を除きます消防団員の報酬となっております。8節報償費、退職者及び消防協力者記念品代23万円は退職消防団員に対しまして長与町の商品券代。本部分団員報償費52万5,000円は本部分団員13名分の消防団員報償となっております。18節備品購入費でございます。一般備品購入費は第4分団の消防小型動力ポンプを購入いたしました。また本部におきまして発電機を1台購入させていただきます。19節負担金、補助及び交付金の広域消防負担金2億7,968万101円は、長崎市消防局管内及び長崎北消防署員の人件費と本部経費等を合わせた金額を基準財政需用額で按分した負担金となっております。次に146、147ページでございます。2目消防施設費でございますが、主なものとしましては18節備品購入費で長与町消防団3分団に小型ポンプ付積載車を購入、そちらと各分団にIP無線機を配備させていただきます。次に3目水防費でございます。3節職員手当等の時間外勤務手当267万9,996円は、大雨警報及び台風接近等に

よりも警戒本部の設置や避難所開設により職員手当が主なものとなっております。次に4目防災対策費でございます。13節委託料の自主防災消火器設置委託料109万800円。こちらにつきましては消火器の更新分の取り替え等の委託業務をさせていただいております。次に148、149ページをお願いいたします。一般備品購入費につきまして訓練用の消火器及び訓練用の標的の購入をさせていただいております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、自主防災組織の運営補助金44組織分、自主防災組織の運営補助金でございます。歳出については以上でございます。

最後に主要な施策の成果に関する報告書でございますが、14ページから16ページまでに記載をさせていただいております。以上が、歳入歳出決算に係ります地域安全課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。それでは、まず歳入のほうから進めていきたいと思っております。20、21ページですね。12款1項1目総務使用料のコミュニティセンター使用料で、ふれあいセンター使用料と南交流センター使用料。戻っても構いませんので、ページ数を追っていきたく思います。28、29ページ。ここでは1節総務管理費委託金、自衛官募集事務委託金。次のページで総務管理費補助金、石油貯蔵施設立地対策補助金ですね。質疑はありませんか。戻っても構いません。次が14款2項1目1節市町村権限移譲交付金ですね。ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この「つたえる県ながさき」の全世帯配布の件でちょっとお尋ねしますが、実際には自治会加入者のみに配布をして、全世帯というわけではないと思うんですね。この考え方というのはどういうふうになってるんですかね。33ページの。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今回の広報につきましては1万6,909世帯分を用意させていただきまして、当然、自治会加入者につきましては自治会を通しまして配布、それ以外につきましては各公共施設の方に配付させていただきまして、全ての方に見ていただければという形で対応させていただいてる状況でございます。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

どこでどういうふうに言えばいいのか分からないんですけども、議会に広報のモニター会議というのがあって、その方たちの中の意見で、これに限らず情報を漏れなく住民の方に出すっていうことをやはり基準に考えるというところで、どうにかして全世帯

配布をするという努力をするべきではないかという意見をいただいたんですね。このように交付金をいただいている以上、ただ公共施設に置いていけばいいのかという考え方で、どうにかして全世帯配布をやろうという、その考え方の違いかと思えますけど、その辺りは今後、何かこう考えているとかはないんでしょうかね。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、現在お示している分については県の広報誌でございますので、こういう形で対応させていただいておりますけども、今言われた方法につきましては広報の部分も含めまして全世帯配布というようなことを考えますと、これは郵便局との委託契約等、そういう方法もある程度可能であることは、長与町の行政としましては、対応していることもありましたので、そういうことは検討できるかと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。次34、35ページ、15款1項2目のふるさとづくり基金運用収入。次が36、37ページ、16款1項5目消防費寄附金と7目1節ふるさと長与応援寄附金、地域安全課の金額が言われてました。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

20、21ページの12款1項1目コミュニティセンター使用料のふれあいセンター使用料に関してなんですけれども、5、6年前なんですけれども、知ってる人から、このふれあいセンターで何かセミナーというか、そういったのに誘われたと。よくよく話を聞くといわゆるマルチ商法みたいな、そういったものの集まりだったみたいなんです。何て言うんですかね、直ちに違法とかっていうことかどうかはもちろん私も判断できませんし、何とも言えないんですけれども、地域安全課の所管であるなら、なおさらそういった怪しげなと言うか、場合によってはそういう消費者トラブル等に繋がるような団体っていうのは、やっぱりこういった施設を利用させるべきではないと思うんですけれども、そのときも実際にふれあいセンターでそういった集まりが行われたのか行われなかったのかも、私は確認はしてないんですけれども、一応そこであるみたいな話を聞きまして、やっぱり町の施設で行われているっていうことが逆に言うと、そういった商法の人たちに何か信頼性を与えることにも繋がったりすると思うので、難しいところだと思うんですが、申請してくる団体にどういう基準で使用の許可を出すのか、そういった基準と言うか考え方っていうのはどういったものがありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

地域安全課の方としましては、申請があった方が宗教的法人、営利目的のそういうマ

ルチも含めたところになると思いますけども、そういう団体にお貸しすることはできないようにしております。ただ、いろいろ講座を開いて、毎回その講座でそういうマルチの方法するとかじゃなくて、発表会みたいなものがあったとしますですね。そういうことにつきましては、商法的なもの推進じゃなくて、結果的なものの報告とか、そういうことでお貸しする可能性もございます。ただし、そういう商法的なものでお貸しすることは我々としてはできないようにしておりますので、当然、団体の方の申し込みをチェックさせていただいたり、またの我々が知らない団体であれば、その辺の調査をさせていただいたり、現実にはさせていただいております。これは地域安全課としてでございますけども、それ以上に職員で何かありましたら、追加で説明をさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

課長の補足説明といたしまして、おっしゃるとおり地域安全課の方で消費者行政相談を行っておりますので、やはり所管する施設として、これはしっかり管理をしていかないといけないと思うんですが、やはり、ふれあいセンターという所が長崎市に近いところがございます。費用も民間の施設に比べて非常に安いということで様々な方が使用に来られます。その際に、まず使用の目的を記入をしていただきまして、その後、役場の方にその目的と使用者の人数、お名前等ご住所全てをこちらの方に送っていただきまして、目的をまずしっかり見極めた中で、ネットワークビジネスとか、もしくは宗教とかにつきまして、しっかりチェックをした上で、新規の方についてはお貸しをするような形で、今のところ行っております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、元々の規約では宗教または営利のものはだめとなっているということだと思んですが、今おっしゃられたように、実際に、何というんですかね、その場で何か販売するとかじゃない。でも実際に団体としては、そういうネットワークビジネスみたいのをやっているというのが、例えば調べて分かった結果、実際には、その場では営利の目的ではないにしても、こちらで調査した結果、そういった可能性があるということとで断るということはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

実際に申し込みがあった時点で、不適切な団体の御利用があった場合についてはお断りをさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後に、実際に今までそういった団体が、ちょっと調べきれなくてというか、判断できなくて、利用して、結果、そこに来た人、参加者から何かクレームじゃないですけど、そういう団体のだったとか、そういう町の施設でそういうことをしているのかとか、そういう何かしら問い合わせというか、そういうものはあったことはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

私が担当になって4年ぐらい経つんですが、4年の中では今までございませんでした。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。歳入のページを追っていきたいと思います。次に38、39ページですね。2項3目1節ふるさとづくり基金繰入金、地域安全課の金額が説明されました。あとは42、43ページの19款5項1目雑入のところで、地域安全課は、上から5段目の市町村交通災害共済加入助成金、清涼飲料水自動販売機設置使用料、火災保険料、各種施設電話使用料の一部、コピー使用料の一部、太陽光発電余剰電力売払収入、電柱等設置使用料ですね。45ページについては消防団の安全装備品整備等助成金、ニュータウン防災センター電気使用料となっております。そのほか20款1項1目2節地域活性化事業の防犯灯LED事業充当起債、一番下の小型動力ポンプ付積載車購入費充当起債があります。歳入としてはそういうところですね。質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

43ページの清涼飲料水自動販売機設置使用料ということで380万が入ってるんですけども、ちなみにこれって各自治会の防災センターとか、そういう所に設置するっていうのは可能なんですか。使用料はやはり町の方に入るっていうことになるんでしょうか。まず、防災センター等につけられるかどうかを確認したいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず長与町としましては当然公共施設で扱うことになりますので、そちらにつけた場合は業者との委託契約で今こういう形で収入を得ております。今言われた防災センターにつきましては、基本的に自治会の方に運営の方をお任せしておりますので、直接的に委託契約を結ぶことを我々ができないかって言うと、そういうことではございません。ただし電気使用料の回収ということが基本的な設置になりますので、電気代を我々がもし払ってるような施設であれば当然町が負担しておりますので、そちらの関係は出てくるかと思えます。だから町の施設として電気代を取っている施設につきましては、当然、

町の方との関連が出てくるかと思えます。それ以外につきましては体育協会であったり、体育館とかいろいろ施設がございますが、そういう部分で契約を結ぶケースもあろうかと思えます。これはもう所管が違いますので、そちらの分がどうかというのは、ちょっと私どもの方では回答できませんけども、そういうことになってこようかと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。それでは歳出のページに移りたいと思えます。歳入に戻っても構いません。歳出の50、51ページ、2款1項1目1節報酬、防災会議委員報酬、危機管理専門員報酬、避難行動要支援者避難支援連絡協議会委員報酬が地域安全課になっております。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

避難行動要支援者避難支援連絡協議会委員報酬、全然大きくない、金額的にはあれなんですけど、予算の方は8人分の5万6,000円になっていて、今回決算が4万2,000円、報酬に該当する方が6人だったということなのかもしれませんけれども、30年度でこの連絡協議会で話し合われたことがどこまで進んだか。福祉課も関わるかもしれないんですけども、分かるところまででいいので教えていただければと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

避難行動要支援者避難支援連絡協議会ですけども、平成31年2月に開催をさせていただきました。地域安全課の方は避難行動要支援者の全体計画を包括していただきまして、その中で福祉課の方にも出席をいただきまして、30年度、本格的に実施をしました避難行動要支援者の個別計画の進捗状況も報告をさせていただきました。今50自治会中、約半数の27自治会が個別計画の完成を見ているということで、報告をなされました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ項目の1節報酬の危機管理専門員報酬で300万ありますけども、ちょっと知識がないもので、危機管理専門員の役割や人数を詳しく教えていただければと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

人数につきましては現在1名、地域安全課の方に田中専門員という警察OBの方を配置させていただいております。こちらにつきましては消費者のいろいろな問題につきまして対応させていただいておりますので、防犯から消費者のいろいろな消費者センター

に繋ぐ役目、警察に繋ぐ役目、いろいろな問題を一手に取り扱っております。基本的に多いのは先程のマルチ商法もそうですけども、消費者センターに本来報告するべきもの、もしくは詐欺的なものですね、高齢者の詐欺対策とか、そういうことも含めまして、田中専門員の方で専門知識を生かしていただいて対応させていただいているところでございます。また各種団体からの要請に基づいて、そちらの方の研修会等で講話をいただいたり、講師をさせていただいたりということもさせていただいてる状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。次のページに移ります。戻っても構いません。52、53ページ、9節旅費の中で費用弁償が一部入ってるということですね。あとは19節の負担金、補助及び交付金のところで自衛隊家族補助金、一番下の水難救済会負担金、次ページの九州北部小型船安全協会会費、西彼杵防衛協会会費等々が地域安全課の負担となっております。ありませんか。ではページを進めたいと思います。60、61ページ、7目交通安全対策費が全て地域安全課の支出となっております。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

防犯灯の改良工事が今年度で終わられるということで、LED化、この変えることによって電気代の節約が図られるということで、この主要な施策にも書いてあるんですが、これはどういう計算をされるのか、メーターは付いてないので恐らくメーターではないと思うんですが、1本当たり例えば蛍光灯のときが幾らだったものが、LEDに替えたものについては幾らになるのか。そういう計算をされるのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

畑中補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

防犯灯LED化については一本当たりある程度の単価が決まっております、毎月その調整額が若干違いますので、一概に幾らとは言えないんですけども、蛍光灯に対して約2分の1程度LEDが安くなるという単価になっております。今年度、全てをLED化することによって、灯数分が2分の1単価が安くなるという計算になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

電気代が約半額ぐらいになるんだという説明だというふうに理解をしましたが、町全体で、全て蛍光灯だった時代にこれぐらい掛かっていたものが、数も変動しているんでしょうけど、LED化、今回やったことで、幾らぐらいになるんだっていうようなことがもし分かれば、答弁願いたいんです。分かる範囲で結構です。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

試算としまして、我々の方も当然予算を組んでおりますので考えていたんですが、今、町内の各街路灯、もしくは水銀灯が設置されてる部分があるんですが、あれが地域安全課の所管に移管されてきておりまして、その移管分が電気代をかなり食う状態でございます。私たちの試算がちょっと今できかねている状況でございます。ただし、4年前の平成27年度の実績が1,750万程度あったんですが、そういう移管をされながらも、その金額を今下回ってる状況でございますので、その分について、やはり減額されてきたのではないかというふうに分析をさせていただいております。申し訳ございませんが、町全体ではさせていただいておりません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

これは絶対効果が出てると思うんですよ。恐らく街路灯等については所管の建設部等で負担をされたんだと思うんですけども、そういったところに掛かった費用全部かき集めて、町全体でこれだけ掛かっていたものが、こういうふうになったんだというものを是非試算を出されて、評価を受けられていいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まずもってありがとうございます。私たちが、この電気料につきましてはやはり金額が高うございますので、LED化した実績を、やはり何らかの形で公表する必要があるというふうに地域安全課の方では考えております。しかしながら、今言われたように、所管の方が行政の中でもいろいろまたがっておりまして、移管された分とこの5年間で地域安全課所管になった防犯灯の数がかなりございまして、その辺の分で、地域安全課の所管の分も逆に計算をした方がいいんじゃないかということは今検討しておりますので、そちらについては検証させていただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

カーブミラーの設置工事も地域安全課でよろしいんでしょうか。カーブミラーの設置状況というか、年度ごとにどのくらい付けているのかというのをちょっと知りたいんですが。1基でどのくらいお金が掛かるのかというのが分からなければ、いいです。

○委員長（河野龍二委員）

畑中補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

金額までは、今手元がないんですけども、27年度からいきましたら、新設で6か所、28年度3か所、29年度8か所、30年で12か所の新設を行っております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと増えてきているということなんですけども、カーブミラーというのは1回付ければそう壊れないと思うんですけども、やはり、そういう需要、要求があるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

需要につきましてでございますが、当然カーブミラーにつきましては自治会長会のごときに、各自治会の方から要望等をお聞きするような機会を設けております。その関係で、要望が上がってきた場所については、検取しながら、付けてよろしいかどうかというのは、当然でございますが警察の方とも相談させていただきながら付けておりますので、当然自治会から上がってくるケースがございますので増えていく状況でございます。また参考でございますが、3月31日現在は1,144か所、カーブミラーを設置させていただいている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じページの報償費8節高齢者運転免許証自主返納奨励金に関してなんですけれども、予算では360万、120人分に対して85名だったということなんですけれども、この3,000円分のスマートカードが、実際に予想よりも利用者も少なかったということもありますし、今後金額を上げるとか、何かもう少し返納者を増やすための取組んでいるのが予定されてるのかと、あともう一つ、スマートカード自体が廃止になって、2つのICカードに分かれると思うんですけども、今後のことを、今お答えいただけるのであれば、返納者に対してどういうふうにしていく予定か、分かればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず、町といたしましては年間平均90名の方を想定しております。しかしながら対象者が多ございますので予算としては120名で、先程おっしゃったとおり1人3,000円という形で計算をさせて、財政的な措置をしていただいております。地域安全課として、これで十分かと言われるばそうは思っておりません。近隣との均衡

性も保ちながら3,000円という形をさせていただいております。今後、金額等についても県下の状況を見ながら考えていく必要があると考えております。またスマートカードにつきましては、御存知のとおり9月をもって廃止されることとなります。そちらにつきましては新たなエヌタスTカードというカードが発行される予定でございまして、そちらに随時移管していこうという方針を今考えております。また、別途に良い制度がありましたら、そちらに変換することも考慮しながら、とにかく9月で終わるということで、そちらのカードに変更していく考えで、今準備を進めているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これからエヌタスTカードにされるということですが、もう1つの長崎でも使えるnimocaですかね、確か路面電車とかJRで使えると思うんですが、そちらじゃなくてエヌタスTカードにされた理由というのはあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

お答えします。長与町在住の方の利用頻度を考えたときに、長崎バスの方が頻度が高いものですから、あとエヌタスTカードにつきましては長崎バスとタクシーの利用ができるというのがございますので、現在はエヌタスTカードの方針で行っています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。63ページの9節旅費のところの一部地域安全課の負担があるようですので、なければ、しばらく休憩をとりたいと思います。ありませんか。

場内の時計で15時45分まで休憩いたします。

（休憩 15時33分～15時45分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。63ページまで来てました。64の10目地域振興費、64、65と66、67が全部、68、69も全項目ですね。これでいけば71の前段までですね。18節の備品購入費までが地域安全課所管になってますので、質疑がある方はどのページでも構いません。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

69ページ一番上段の消防用設備等点検委託料で昨年度が2万8,080円。予算的には3万3,000だったのが何倍かになっておりますけど、これは点検をした結果、何か委託が増えた、どういうふうな考え方で増えたのかをちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

朝居係長。

○係長（朝居健太郎君）

消防用設備点検委託料ですが、こちらにつきましては、昨年ふれあいセンターの防火扉の保守管理委託が必要になりまして、それで増加した次第でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

60、61ページの交通安全対策費の13節委託料で交通量調査委託料409万4,000円とありますけれども、これは交通安全対策等のために毎年行っているようなものなのでしょうか。それとも特別に昨年度掛かったものなのかをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

畑中補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

本来であれば5年ごとにほぼ同じ箇所を調査するのがよろしいということなんですけれども、平成22年度から8年過ぎた30年度行ったという形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、次回はまた5年後とか、そういった見込みになるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

畑中補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

交通量調査の趣旨としましては、交通安全対策とか道路計画、維持修繕等の基礎資料となりますので、5年後にそういったものが必要となったときに、改めて5年後に調査するという形になるかと思われま。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

67ページで自治会長報償費ですかね、1,300幾らの。これは途中で改定された経緯があるんですかね、例えばアップしたとか、ずっとこれ据え置きなんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

改定の方はされておるようですが、ここ近年改定した経緯はございません。

○委員長（河野龍二委員）

質疑はありませんか。今71ページですけれども、そしたらページを進めます。128ページ、ここは商工振興費の9節旅費の中に研修旅費と費用弁償が地域安全課が入っております。続いて144ページ、9款1項1目ですね、非常備消防費のところは全て地域安全課の所管となっております。147、149ページの上段です。自主防災のところまで地域安全課所管となっております。いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

148、149ページの9款1項4目19節ですね。自主防災組織運営補助金というのがありますが、現在町内の自主防災組織というものについて、こういった形で、幾つあるのかとか、簡単に説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

30年度の状況で御回答させていただきますと、44組織46自治会が組織を設立させていただいております。残り自治会でいけば4自治会ぐらいあろうかと思いますが、令和元年度に1自治会が今、設立の準備をさせていただいてる状況でございますので、今年度をもちまして45組織が設立できるんじゃないかというふうに考えております。そして残りの自治会が3自治会ほどになろうかと思いますが、現状では、その自治会自体が岡岬であったりとか、丸田、三菱のアパートであったりとか、設立が基本的に無理なのかなっていう地区になってきておまして、今回日当野地区が設立させていただくようになりましたけれども、それをもって長与町内は限界に来たのかなと。今現在も96.9%でございますので98%近く組織率がなります。そうすると、どの市町村にも負けない、長崎県内ではですね。そういう組織率になってますので、あとは、そのほかの自治会の部分が、周りの今設立してる自治会と合同にやっただけないかなというふうに考えてるところでございます。現状としましてはそういう状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今の自主防のところでお聞きしますけれども、各団体に4万円ぐらいの補助金が行ってるかと思いますが。その使い道というのは予算書だったり、最終的に決算書ですけども提出していただいて、それである程度補助金の完了というふうになってるかと思うんですけども、これが実際に全体的に町のために役立っているかとなったら、補助を出してる割にはもう全体的にその自治会の中でもそういう連携がきちんと取れてるかどうかというところに視点を置いたらそうでもないのかなと思うんですね。となるともうこれだけ自治会45組織がその自主防の組織としてでき上がったというふうになると、今

度はもう各組織に任せるんじゃないなくて、全体できちんと避難訓練をやるとか、そういうふうに変えていった方が、まだ意味があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの考え方をちょっと、決算と関係ないんですけど、お聞きできればと思います。

○委員長（河野龍二委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今おっしゃったとおり、近年の災害等考えますと、町の方としましても全体的な避難訓練等が必要かと思っております。御存知のとおり30年度におきましては防災アクションという形で50周年記念もございましたけども、自治会もしくは自主防災組織の方から補助等をいただきまして、併せてそういう訓練等も開かせていただいている状況です。しかしながら長崎市、時津町、長与町、この1市2町につきましては、過去にもそういう一緒に防災訓練をやろうという計画もありましたものですから、それに向けて、今後とも協議する必要があると思います。前回につきましては災害が発生しましたものですから、その災害で中止になっておりますので、そういうことで計画も過去あっておりますので、当然していく必要があるかと思っております。また、今おっしゃったとおり自主防災組織独自では、30年度におきましては31組織が独自の防災訓練をやっていたいております。こういう形でほぼ31の組織がやっていただいたことによって、それぞれの自治会、一部の地域は別としまして31の自治会におきましては、そういう形で訓練ができていくということで、やはり今後とも、これについてはやっていただく必要は当然、自助であり共助、公助の分も含めて、我々の方が先程言ったような全体計画考えないといけません、そちらの部分がやはり今全国的にも叫ばれております。もう共助が重要性が一番あるということで今やっておりますので、その辺については、今後ともですね、各組織にはお願いしていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。歳入歳出でも構いません。質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私今回ちょっと決算で補助金のところで少し確認させていただきたいと思っております。まずは61ページ19節の負担金、補助及び交付金で、これまでもずっとある補助金なので、改めて質問するのもちょっとおかしいかなと思うんですけども、成果というのをどう捉えるかというところで、ちょっとお伺いしたいと思います。ここの補助金の中で、交通安全対策推進団体補助金というのがあります。額的にはそう多くないんですけども、これがどういった所に補助をされて、どういった活動をされているのか。あと長与町防

犯協会補助金。これについても組織そのものが、どういう組織構成でどういう活動をされてるのかですね。補助金としての成果が表れているのか。次は67ページですね、ここも各補助金があるんですけども、1つは自治会長研修補助金。定額ですずっと補助がされている状況です。これが、どういう活用をされているのか、研修補助金の中で毎年定額の補助金がされているみたいなんですけども、どういう活動がされてらっしゃるのか。全部使い切ってしまうているのかですね。あとコミュニティ助成事業補助金。これはコミュニティと分かるんですけども、どういう活動がされているのか。今4つですね、あと最後先程触れられた自主防災についても、各運営補助金は先程分かりましたけども、連絡協議会の補助金ですね。20万ですけども、これがどういう活用されてらっしゃるのか、そして、どういう成果が上がってると思われるのか。以上5つをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員（金子恵委員）

宮崎課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まずは交通安全対策推進団体補助金でございますけども、こちらは時津地区の交通安全協会の長と支部の方に補助金を出しております、また長与町のPTA連合の「交通安全母の会」というところがございまして、そちらの方に補助金を出しております。PTA連合の「交通安全母の会」につきましてはPTAのお母様方が年にパレードを開いて、幼稚園であったり保育所であったりを訪ねて交通安全を、時津警察署と一緒にもしくは長崎県と一緒に、そういう対策を行っております。交通安全週間におきましては当然、皆様御存知のとおり、地区の学校の朝の見守り、横断歩道の所に立っていただいたりとか、そういうことの活動もやっていただいております。安全協会におきましては、同じように、交通安全週間におきましてはそういう見回り、見守りいろいろ活動をやっている団体でございます。上部団体も当然ございますが、そういう形で補助をさせていただいております。防犯協会の補助金でございますけども、防犯協会におきまして、補助金をこちらの方から交付させていただきまして、こちら防犯ブザーとか防犯グッズというのがございますけども、そういうものを各学校の小学1年生であったりとか、また防犯の啓発活動であったりとかですね、よく見かけてらっしゃると思うんですよ。ジャンパーに防犯というような文字を書いた黄色いジャンパーだったと思いますが、そういう防犯のジャンパーを着た方が見守り活動をしていただいているという状況でございまして、そういう活動していただいておりますので、防犯に関する子供たちの見守り、そういうものについて御教示いただいている部分というふうに認識しております、当然成果の方は出ておると。長与町においての子どもたちの事故、事件について、発生が少ないのはそういうことではないかというふうに考えております。続きまして67ページでございますが、地域振興補助金だったと思いますが、こちらは定額の90万円を各コミュニティ組織5団体に交付している分でございます、この金額

につきましても各コミュニティごとの総会が開かれまして、地区連絡協議会ということで、各5地区の取りまとめをする協議会の事務局の方にうちの職員が入りまして総会を開かせていただいている状況でございます。それと自治会長研修補助金でございますけれども、こちらにつきましても各自治会の連合会という形で我々が事務局持っております、そちらに補助をいただきまして、各自治会長研修会も開かせていただきまして、各類似団体の自治会の状況、もしくは今後の自治会のあり方などについて、いろいろな研修会を開かせていただきまして、そちらに自治会長が参加いただきまして、研修をさせていただいております。こういうことで各自治会に帰られても、参考になった研修の内容につきましては、十分検討いただくように話をさせていただいて、効果があつてゐるものというふうに考えております。250万のコミュニティ助成事業につきましては、30年度につきましては南地区の方に備品購入の形でパソコンとか放送器具を入れ替えさせていただいてる費用でございます。そういう形で、各コミュニティの方が負担できないようなものにつきまして、こういう形で対応させていただいてる状況でございます。それと149ページでございますが連絡協議会の補助金20万円でございますが、こちらにつきましても自主防災組織の連絡協議会の事務局等、我々でさせていただいておるんですが、自主防災組織も部長、もしくはそちらの団体から研修会に参加いただきまして、その研修費の補助をさせていただいております。そういう形で自主防災組織についても、自治会長と同じように研修を重ね、それぞれの良いところ、もしくは防災センター等を訪問しまして、いろいろな活用方法、今後の自主防災組織に活かしていただくような、そういう形で使わせていただいている現状でございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

歳入歳出結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで地域安全課所管の審査を終了いたします。お疲れ様でした。しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。場内の時計で16時20分まで休憩します。

（休憩 16時09分から16時16分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。ただいま議案となっております議案第69号の歳入歳出決算の認定について、引き続き審査を行います。ただいまより健康保険部介護保険課の所管について質疑を行います。まず本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

よろしくお願いたします。それでは介護保険課所管、平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。まず歳入からですが、24、25ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金240万4,800円でございます。これは介護保険事業で平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画の保険料で、第1段階の基準額に対する負担率を0.5から0.45へ保険料を軽減する制度がございますが、軽減のために不足する保険料を補填するため、町が一般会計から介護保険特別会計へ繰出金として繰り出す額を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担するものでございます。参考までに軽減の対象者は1,503人で、額は480万9,600円になります。28、29ページの14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金120万2,400円は県の負担分でございます。以上が歳入の部でございます。

続きまして歳出になります。100、101ページの3款民生費3項老人福祉費2目介護保険費は介護保険課の所管となります。支出済額は4億3,566万7,666円で、前年度比で1,360万5,917円、3.2%の増となっております。その要因は、主なものとして、高齢者の増加に伴いサービスを利用する方が増加したことで介護給付費が増加したことが考えられます。2節、3節、4節は介護保険課職員の給料手当関係でございます。7節賃金は育児休業等代替職員分の賃金になります。なお、4節共済費の社会保険料には育児休業代替職員分も含まれます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、県の介護保険低所得者特別対策事業に対し、社会福祉法人などの申請がありませんでしたので不用額となっております。28節繰出金、長与町介護保険特別会計繰出金3億7,050万3,882円は、去年度比で836万8,841円、2.3%の増となっております。国が示した基準内での繰り出しとして、介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係る分となり、介護給付費が増加したことが繰出金の増加の主な要因となっております。以上が平成30年度一般会計歳入歳出決算の介護保険課分でございます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。歳入については24、25ページ、28、29ページのそれぞれ1項目となっております。歳出については100、101ページの介護保険費のところとなっております。歳入歳出、どちらでも構いません。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

19節負担金、補助及び交付金の8万円ですが、説明によると社会福祉法人等利用者

負担軽減対策費補助金ということで、社会福祉法人から申請が無かったというふうな説明でありました。改めてこの制度と言いますか、これはどういうときにこの補助金が発生するものなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

県の補助金になるんですけれども、低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした補助金となっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると介護をしている法人等の関係になると思うんですけれども、本人が申し出て、初めてそういう制度ができるものなのか、法人が一定この人はそういう状態だという形で申し出ができるものなのか、そこまで分かれば教えていただきたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

西村係長。

○係長（西村淳君）

この低所得者特別対策軽減事業でございますが、まず、対象者がいるかどうかというのを各社会福祉法人の方に確認をいたしまして、もし利用者があるようであれば、申請を上げてもらうという流れになります。今のところは、先程御説明もありましたとおり、昨年は対象者がゼロで、事業所、各個人からも申し出が無かったというのでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。次に繰出金のところですが、なかなか予測が厳しいと言いますか、難しいところだと思うんですが不用額が4,600万ほど出てます。この不用額の出た要因、これだけ不用額を残した原因、そこが分かれば教えていただきたいと思っております。

○委員（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員（金子恵委員）

休憩を閉じて、委員会に戻します。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

予算額は第7期介護事業計画に基づいて作成されます。今回の不用額は予算額から介護給付費を引いた額となっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そもそも介護給付費は介護保険特別会計の中で給付費を負担しますよね。ここの一般会計の中にも介護給付費の費用の部分が入っていて、一般会計の中からも給付費の一部を出すという形の金額が入っていて、それを引いた額というふうな形なのかな。ちょっと引いた額というのが分からなかったんで詳しく教えていただければと思いますけども。

○委員（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

この介護保険特別会計への繰出金につきましては、先程課長が言われたとおり、第7期介護保険事業計画により事業費が決まっており、そのうちの町負担分が繰り出しで出されるという形になっております。実際に7期計画で定めたものよりも実際の実績給付が少なくなったということで、繰出金が少なくなっているという形になっております。主な要因としては、健康寿命の延伸という形が要因になって、実際の給付が下がっているものだと思います。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。健康保険部介護保険課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。本日の審査はこれで終了いたしました。

明日も9時半から委員会を再開いたします。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時37分）